ENVIRONMENT OF HOKKAIDO

平成18年度

北海道内市町村における
環境基本計画の策定状況に関する調査報告書



環境省北海道環境パートナーシップオフィス
EPO HOKKAIDO

この報告書は再生紙を使用しています。

PRINTED WITH SOY INK
この印刷物は地球にやさしい
植物性大豆油インキを使用しています。

R100
古紙パルプ配合率100%、白色度70%
再生紙を使用しています。

・目　次・

1 はじめに …… 2

2 環境基本計画の法的位置づけ …… 2

3 市町村における計画の策定状況 …… 2

4 調査内容 …… 5

5 調査結果 …… 5

（1）策定市町村概要 …… 5

（2）策定プロセス …… 5

（3）内容と推進体制 …… 14

6 総評 …… 21

巻末資料

資料1 調査フォーム

資料2 調査結果

1 はじめに

環境省北海道環境パートナーシップオフィス（以下EPO北海道）は、環境政策への理解の促進と主体間の連携に向けて、その基盤となる様々な情報の共有化を推進している。

環境基本計画は、国、地方公共団体における環境施策の根幹をなすものであるが、策定に法的な強制力はなく、道内市町村では必ずしも策定が進んでいないのが現状である。

環境問題の解決には、その複雑さから様々な分野の人や組織の参画や協働が必要不可欠であるが、各市町村の環境についての基本方針を定める環境基本計画が、その基盤として果たす役割は大きい。

そこでEPO北海道では、道内市町村の環境基本計画の策定や効果的な進行管理を支援し、これらに資する情報の共有化に向けて、道内市町村の環境基本計画の策定、運営状況について調査を行った。

2 環境基本計画の法的位置づけ

環境基本法では、国は政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的施策である環境基本計画を定め、地方公共団体は国に準じてその区域内の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定められている。

この規程により地方公共団体は、自らが定める条例等に基づき環境基本計画を定めることになる。なお、国は平成6年12月に第1次環境基本計画を、平成12年12月に第2次環境基本計画を、平成18年4月に第3次環境基本計画をそれぞれ策定している。

3 市町村における環境基本計画の策定状況

全道180市町村のうち28市町村（15.6%）が環境基本計画を策定している。このうち、EPO北海道では平成18年度に23市町村に対してヒアリング調査を、4市町村に対して、電話・メール調査を行った。1市は詳細不明で調査を行えていない（**図1**、**表1**参照）。

なお、策定市町村の情報については、地域環境行政支援情報システム「知恵の環」（アドレス **http://www.chie-no-wa.com/**）を参考にした。

提供：環境省総合環境政策局環境計画課

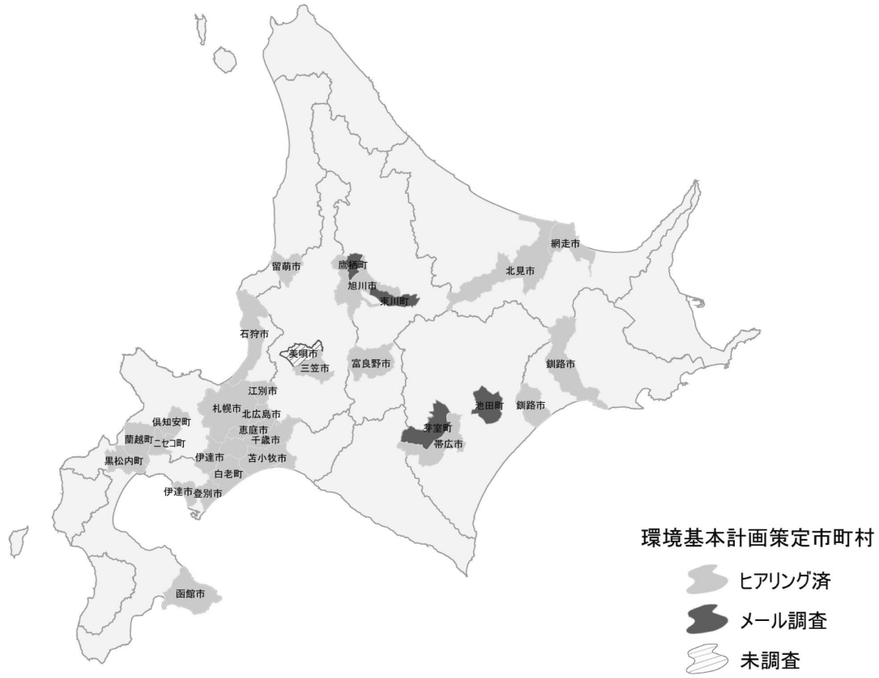


図1　北海道内の市町村における「環境基本計画」策定状況、およびヒアリング状況

表1　北海道内の市町村における「環境基本計画」の策定状況

策定年	市町村名	環境基本計画の名称
平成 18 年 3 月	留萌市	留萌市環境基本計画
平成 18 年 3 月	倶知安町	倶知安町環境基本計画
平成 17 年 3 月	鷹栖町	鷹栖町環境基本計画
平成 17 年 3 月	芽室町	クリーンめむろ環境基本計画
平成 16 年 3 月	網走市	網走市環境基本計画
平成 16 年 11 月	池田町	池田町環境基本計画
平成 15 年 3 月	苫小牧市	苫小牧市環境基本計画
平成 15 年 3 月	三笠市	三笠市環境基本計画
平成 14 年 4 月	登別市	登別市環境基本計画
平成 14 年 3 月	ニセコ町	ニセコ町環境基本計画
平成 14 年 3 月	東川町	美しい東川の風景を守り育てる基本計画
平成 13 年 10 月	石狩市	石狩市環境基本計画
平成 13 年 3 月	釧路市	釧路市環境基本計画
平成 13 年 3 月	千歳市	千歳市環境基本計画
平成 13 年 3 月	恵庭市	恵庭市環境基本計画
平成 13 年 3 月	北広島市	北広島市環境基本計画
平成 13 年 3 月	富良野市	富良野市環境基本計画
平成 12 年 3 月	函館市	函館市環境基本計画
平成 12 年 3 月	旭川市	旭川市環境基本計画
平成 12 年 3 月	帯広市	帯広市環境基本計画
平成 12 年 3 月	北見市	北見市環境基本計画
平成 12 年 3 月	蘭越町	蘭越町環境基本計画
平成 11 年 4 月	伊達市	伊達市環境基本計画
平成 10 年 10 月	白老町	白老町環境基本計画
平成 10 年 7 月	札幌市	札幌市環境基本計画
平成 9 年 3 月	黒松内町	ブナ里環境基本計画
平成 8 年 3 月	美唄市	美唄市環境づくりプラン
平成 8 年 2 月	江別市	えべつアジェンダ21

4 調査内容

本調査では、(1) **策定市町村概要**、(2) **策定プロセス**、(3) **内容と推進体制**の3点について、把握を試みた。(調査フォームは資料1を参照。)

5 調査結果

上記 4 の (1)、(2)、(3) について調査結果の概要を示す。

なお、計画を策定している市町村それぞれについての詳細は、資料2に掲載した。

(1) 策定市町村概要

環境基本計画を策定しているのは、19市、9町の計28市町であり、村で策定しているところはなかった。地理的には道央圏の市町村が多い(**図1、表1**)。

(2) 策定プロセス

① 策定年月日

北海道においては、平成7年度に、江別市、美唄市が先駆けて策定している。それ以前にも厚岸町(平成4年)、沼田町(平成5年)が「環境管理計画」を策定していたが、「環境基本計画」とは別扱いである。厚岸町においては、平成16年に「環境基本条例」を制定し、現在、環境基本計画を策定中である。

平成12、13、14年頃が策定のピーク(平成13年は最多7市町)となっており、その後、平成18年まで毎年2市町が策定している(**図2、表2**参照)。

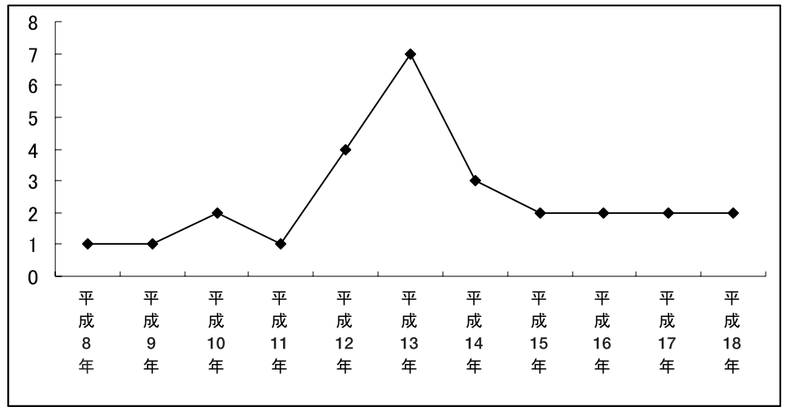


図2　道内市町村の環境基本計画策定年

表2　道内市町村の環境基本計画策定年

策定年	市町村名						
平成 18 年	留萌市	倶知安町					
平成 17 年	鷹栖町	芽室町					
平成 16 年	網走市	池田町					
平成 15 年	苫小牧市	三笠市					
平成 14 年	登別市	ニセコ町	東川町				
平成 13 年	石狩市	釧路市	千歳市	恵庭市	北広島市	富良野市	蘭越町
平成 12 年	函館市	旭川市	帯広市	北見市			
平成 11 年	伊達市						
平成 10 年	白老町	札幌市					
平成 9 年	黒松内町						
平成 8 年	江別市						

② 対象期間

表3に対象期間を示す。計画の対象期間は、10年としているところが多い。5年、20年、30年としているところもあるが、見直しを10年程度で行う等、10年を一区切りとするのが一般的である。対象期間を設定していないところ（黒松内町、東川町）もあった。

表3　対象期間

対象期間	市町村名
5 年	倶知安町（短期目標達成期間、10 年中期、20 年長期と設定） 白老町（総合計画と連動するため）
6 年	芽室町
10 年	旭川市、網走市、池田町、留萌市、倶知安町、鷹栖町、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、鷹栖町、伊達市、千歳市、苫小牧市、ニセコ町、函館市、富良野市、三笠市、蘭越町、留萌市
20 年	石狩市、札幌市
30 年	江別市（10 年サイクルで前期、中期、後期に分割）
無期限	黒松内町、東川町

③ 次回改定予定

改定予定時期は、概ね、対象期間終了後となっているが、5年または、必要に応じて見直しを行うというところも多い。既に4市町村が1回目の「中間見直し」または「改定」を行っている（江別市、美唄市、白老町、札幌市）。策定時期から考えると、平成23年頃に、改定時期となる市町村が多い（**表4**）。なお、ここ数年の市町村合併により改定や見直し時期が変更された市町村もある（石狩市、北見市）。

表4　次回改定予定年

改定予定年	市町村名					
平成 28 年	留萌市					
平成 26 年	池田町					
平成 25 年	江別市（後期計画の策定）					
平成 23 年	倶知安町	白老町	伊達市	登別市	三笠市	蘭越町
平成 22 年	北広島市	釧路市	千歳市	富良野市	芽室町	石狩市
平成 21 年	鷹栖町	旭川市	帯広市	函館市		
平成 20 年	札幌市	網走市				
平成 19 年	苫小牧市	北見市	ニセコ町	恵庭市	美唄市	
改定予定無	黒松内町	東川町				
改定済み	江別市（平成 16 年）、白老町（平成 18 年）、札幌市（平成 17 年）					

注1　石狩市は、平成 22 年頃を予定しているが合併により早める予定

④ 策定に要した経費

策定に要した経費については、印刷費のみというところから、補助金を含め3,600万円程という市町村まで、ばらつきがある。平均で1,691万円の経費を要し、複数年の総額で、2,000万円以上を要している市町村も多い（14/26市町）。一方で、1,000万円以上2,000万円以下のところは少なく、999万円以下のところが多い（9/26市町）という、二山分布となっている（**表5**）。

環境省では、平成7～16年度までの間、地方公共団体の計画策定を支援するため必要経費の一部を補助する、以下の二つの補助制度を設けていた。

1.　環境基本計画推進事業費補助金（平成7年5月～13年3月廃止）
2.　地域環境総合計画策定事業費補助金（平成13年4月～17年3月廃止）

図3に示すとおり、補助制度の存在している期間では費用が高く、それ以降は、費用を抑えて作成するところが多くなっている。

直接、環境基本計画策定の補助金ではなく、緊急地域雇用特別交付金、環境保全促進事業助成金といった他の助成事業を利用して策定している（倶知安町）。

表5　策定に要した経費（概要）

金額	市町村数
2000 万円以上	14
1000 万円以上	3
999 万円以下	9
未確認	1
合計	27

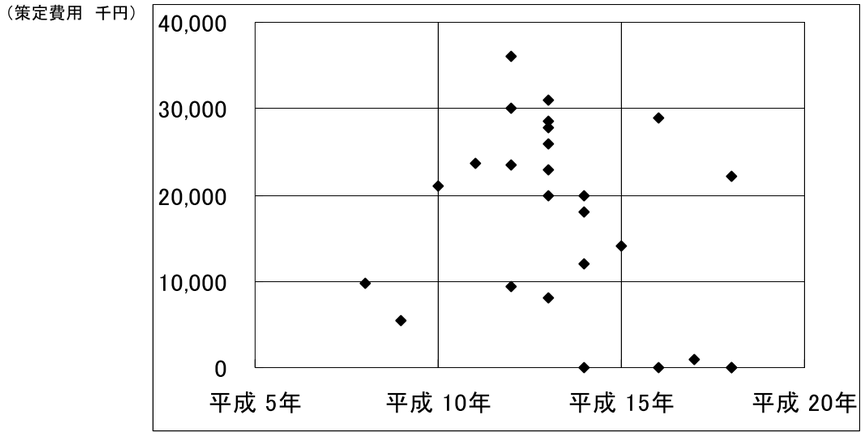


図3　策定費用(策定年別)

表6　策定に係る費用(補助金を含む)

策定年	市町村名	総額(千円)	備考
平成 18 年	留萌市	0	人件費含まず
平成 18 年	倶知安町	22,176	
平成 17 年	鷹栖町	981	
平成 17 年	芽室町		未確認
平成 16 年	網走市	28,872	
平成 16 年	池田町	0	人件費含まず
平成 15 年	苫小牧市	14,000	
平成 14 年	登別市	0	人件費含まず
平成 14 年	ニセコ町	18,058	
平成 14 年	東川町	20,000	
平成 14 年	三笠市	12,048	
平成 13 年	石狩市	31000	
平成 13 年	釧路市	27,820	
平成 13 年	千歳市	28,498	
平成 13 年	恵庭市	20,000	
平成 13 年	北広島市	26,000	
平成 13 年	富良野市	22,980	
平成 12 年	函館市	30,000	
平成 12 年	旭川市	9,477	
平成 12 年	帯広市	36,000	
平成 12 年	北見市	23568	
平成 13 年	蘭越町	8,100	
平成 11 年	伊達市	23,700	
平成 10 年	白老町	0(平成18年改定時)	印刷費のみ:人件費含まず
平成 10 年	札幌市	21,000	
平成 9 年	黒松内町	5,531	
平成 8 年	江別市	9,825	平均 9,825(前期 11,000 中期 8,650)
平均		16,909	(芽室町は含まず)

⑤ 策定の主要な動機

策定の主な動機としては、「国、道での計画の策定の流れを受けて策定した」、「環境基本条例に基づいて策定した」としているところが多い。また、「地域で環境を保全していく必要性が求められてきたから」というのを動機として挙げているところも多い。

⑥ 根拠条例について

調査した全ての市町村で環境基本条例が制定されており、これに基づいて計画が策定されている。倶知安町、白老町、蘭越町では、環境基本計画の策定が条例の制定より先であった。また、環境基本条例が制定され、環境基本計画策定の規定も存在するが、未策定の市町村も複数ある（**表7**）。

表7　環境基本条例の制定状況

更新・制定年	制定団体	条例名	環境基本計画の有無
平成 19 年	倶知安町	倶知安町環境基本条例	有
平成 17 年	遠軽町	遠軽町環境基本条例	無（条例で計画策定を規定）
平成 17 年	浜中町	浜中町環境基本条例	無（条例で計画策定を規定）
平成 17 年	羅臼町	羅臼町環境基本条例	無（条例で計画策定を規定）
平成 16 年	厚岸町	厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例	無（条例で計画策定を規定）
平成 16 年	清里町	清里町環境基本条例	無
平成 16 年	白老町	白老町環境基本条例	有
平成 16 年	鹿追町	鹿追町の環境についての基本的なきまり条例	無（規定の有無は未確認）
平成 16 年	芽室町	クリーンめむろ環境基本条例	有
平成 15 年	留萌市	留萌市環境基本条例	有
平成 15 年	ニセコ町	ニセコ町環境基本条例	有
平成 15 年	池田町	池田町環境基本条例	有
平成 14 年	網走市	網走市環境基本条例	有
平成 14 年	蘭越町	蘭越町環境基本条例	有
平成 14 年	斜里町	斜里町環境基本条例	無（条例で計画策定を規定）
平成 14 年	東川町	美しい東川の風景を守り育てる条例	有
平成 14 年	千歳市	千歳市環境基本条例	有
平成 14 年	三笠市	三笠市環境基本条例	有
平成 13 年	富良野市	富良野市環境基本条例	有
平成 13 年	鷹栖町	鷹栖町環境基本条例	有
平成 13 年	厚真町	厚真町環境基本条例	無
平成 12 年	登別市	登別市環境基本条例	有
平成 12 年	北広島市	北広島市環境基本条例	有
平成 12 年	石狩市	石狩市環境基本条例	有
平成 12 年	釧路市	釧路市環境基本条例	有
平成 11 年	函館市	函館市環境基本条例	有
平成 11 年	苫小牧市	苫小牧市環境基本条例	有
平成 11 年	江別市	江別市環境基本条例	有
平成 11 年	黒松内町	黒松内町環境基本条例	有
平成 11 年	浦河町	浦河町さわやかな環境を守り育む条例	無
平成 10 年	旭川市	旭川市環境基本条例	有
平成 10 年	伊達市	伊達市環境基本条例	有
平成 10 年	北見市	北見市環境基本条例	有
平成 9 年	恵庭市	恵庭市環境基本条例	有
平成 8 年	帯広市	帯広市環境基本条例	有
平成 7 年	札幌市	札幌市環境基本条例	有

⑦ 策定の庁内体制

環境を担当している部署の職員1～2名が中心となって策定している場合が多い。庁内での合意形成や、他部署との調整のために、各部署の代表が集まる会議、「検討会議」等を設けるのが一般的である。

⑧ 策定に関わる外部委託について

計画の策定には、市町村が自ら作成している場合と外部委託している場合とがある。策定予算にもよるが、外部委託を行っている市町村がほとんどである。委託内容は、主に、自然環境についてのデータ整備、アンケート調査の実施、文章作成などであるが、委託業者が計画策定に至るまでの検討会や住民参加のためのコーディネートなどに深く関わる場合もある。

表8　外部委託の有無

委託	市町村数
有	21
無	5
未確認	1
合計	27

⑨ 公表形態

策定された計画は、様々な形で配布・公表されている。計画の本文とは別に、概要版を作成し、配布しているところも多い（21市町村）。計画は、市町村のホームページ上でダウンロード可能になっているところが多いが（17市町村）、まだ、オンラインで入手できない市町村もある。

「概要版を全戸配布した」（網走市）、「計画を広報紙で広報した」（留萌市、北見市）等、住民に向けて発信を行っているところもあれば、「議会関係者のみに配布した」（池田町）というところもある。

また、本文、概要版以外にも、「パンフレット」（旭川市）、「環境基本計画の本文や、周辺環境を空中写真で把握できる仕組みを含んだCD-ROM版環境基本計画」（倶知安町）、といった関係資料の作成も見られた。

表9　公表形態

公表物	市町村数
概要版	21
Web 公開	17

⑩策定への住民参加の仕組み

•アンケート

多くの住民の意見を集めるために、アンケート調査を実施して、そこから得られた意見を計画に反映するという

市町村が多かった（17市町村）。アンケートは、住民（15市町村）、事業者（7市町村）、小中学生（8市町村）が主な対象であり、市民団体を対象に実施した市町村は2市にとどまる（表10）。対象者数の報告があった市町村で見ると、住民対象では、全戸配布（池田町）、1,500人～2,500人（石狩市、帯広市、北広島市、釧路市、三笠市）、事業者向けでは、200人（釧路市）という報告があった。上記のカウントには含めていないが、「第2次総合計画策定時のアンケートを参考とした」（黒松内町）というように、別の機会に行ったアンケートを参考にしている場合もあった。

表10　アンケート対象内訳と対象者数

市町村名	住民対象	事業者対象	学校対象	市民団体対象
網走市	○			
池田町	○（全戸配布）			
石狩市	○（1,500 人）			
帯広市	○（2,000 人）			
恵庭市	○		○（中学生）	
江別市	○			
北広島市	○（2,500 人）	○		○
北見市	○	○	○（中学生）	
釧路市	○（2,200 人）	○（200 人）		
白老町			○（小中学生）	
千歳市	○	○		
苫小牧市	○	○	○（小中学生）	
函館市	○	○	○（小中学生）	○
東川町	○			
富良野市	○	○	○（小中学生）	
三笠市	○（2,000 人）		○	
留萌市			○（小中学生）	
市町村数	15	7	8	2

•住民会議

環境基本計画の策定にあたり、10～30人程の住民からなる会議を設置する場合が多い（環境基本計画本文及びヒアリング結果で確認できた市町村は20市町村）。同様の組織が既に存在する場合に、それを環境基本計画における住民会議として位置づけている場合（留萌市）もある。メンバーは通常公募等で選出されるが、その際、地域均衡の考慮に言及する例もある（伊達市）。

住民会議の開催回数は、計画本文にて確認できた範囲では、策定まで3～45回（平均14回程：最高は倶知安町45回）であった。

住民会議は、市町村の現況と課題、目指すべき姿、行動計画等を議論しているものが多いが、その中で、総合計画や他の計画、環境基本計画とは何かを学ぶための学習会の開催（網走市、千歳市、三笠市）や、町の課題

を抽出するための、現地視察や住民調査を行っているケースもある（ニセコ町、倶知安町）。

北見市では、市民会議での議論を、「エコネットきたみ通信」にて全戸配信し、議論の内容を広く住民に伝える工夫を行っている。

⑪ 苦労した点

策定当時の担当が異動し、直接状況を確認できない市町村が多かったが、住民意見の収集とその取りまとめ、庁内での意見調整（規模の大きな市では特に）、住民会議や環境審議会のメンバーと行政職員間の共通認識の醸成、等が多く挙げられた。

その他、「町財政が厳しい折、予算を伴う施策を具体的に記載できなかった」（池田町）、「時間がなかった」（白老町）、「数値目標の設定」（釧路市）、「地域毎の環境特性の整理や目標の設定（住民の期待や満足度が必ずしも数値データと一致しない）」（北見市）、「総合計画との調整」（千歳市）、「職員の手作りで行ったため、試行錯誤だった」（三笠市）、「担当が一年毎に交代したため引き継ぎが大変だった」（蘭越町）等、予算、時間、目標設定、他計画との調整、策定のノウハウの取得と引き継ぎ、に関する苦労が挙げられた。

(3) 内容と推進体制

① 特徴

基本的なフォーマットは多くの市町村で共通している。数値目標の設定については市町村毎に状況が異なる。数値目標の設定により、進捗状況を明確化することができるが、その設定が難しい項目も多いため、各市町村で判断が分かれている。

一般的に、実行計画に近い計画として位置付けている場合は、数値目標を多く設定しており、ビジョンとして位置付けている場合は、数値目標は少ない傾向がみられる。

この他、**表11**に、計画の位置付け、目標設定、特徴的な記載、分かり易さ、計画の進行等について特徴的な市町村を挙げた。

計画の位置付けに関しては、「ローカルアジェンダ21として位置づけて策定」（江別市）、「水環境と物質循環を保全の基盤として策定」（ニセコ町）、が特徴的である。江別市は、道内市町村の中で、最も早く策定を行っており、平成4年にブラジル、リオデジャネイロで開催された地球サミットで採択された「アジェンダ21」を受けた計画として策定している。

目標設定に関しては、「多くの数値目標を設定している」（旭川市）、「地区別の目標が整理されている」（北見市、千歳市）等が挙げられる。

「アイヌ文化の保存伝承について歴史文化として記載」（旭川市）、「地図や表、グラフ等の多くのデータを掲載」（帯広市）、「市民意見がどのように反映されているか分かるようになっている」（北見市）、「GIS（地理情報システム）を活用し、空中写真をベースに様々な地図で町の現況を表現。ビジュアル的にも楽しいものに仕上がっている」（倶知安町）等、記載内容や、分かり易さにも工夫が見られる。

一方で、「優先課題に重点的に対応するために、概ね5年を期間とする戦略的施策プログラムを策定している」（札幌市）、「環境基本計画、水とみどりの基本計画、都市マスタープランの3計画を同時に策定」（石狩市）、といった工夫を行っている市町村もある。

表11　特徴

市町村名	ポイント	内容
江別市	計画の位置付け	ローカルアジェンダ21として位置づけて策定している
ニセコ町	計画の位置付け	水環境と物質循環を保全の基盤として策定している
旭川市	目標設定	多くの数値目標を設定している
北見市	目標設定	地区別の目標が整理されている
千歳市	目標設定	地区別の目標が整理されている
旭川市	特徴的な記載	アイヌ文化の保存伝承について、歴史文化として記載されている
帯広市	分かり易さ	地図や表、グラフ等、多くのデータを掲載している
北見市	分かり易さ	市民意見がどのように反映されているか分かるようになっている
倶知安町	分かり易さ	GIS（地理情報システム）を活用し、空中写真をベースに様々な地図で町の現況を表現し、ビジュアル的に分かりやすく仕上がっている
札幌市	計画の進行	優先課題に対応し、概ね 5 年を期間とする戦略的施策プログラムを策定している
石狩市	計画の進行	環境基本計画、水とみどりの基本計画、都市マスタープランの３計画を同時に策定した

② 成果

策定により、環境に関する情報・課題の整理に役立ったという点が最も多く挙げられている。その他、具体的に**表12**のような成果が挙げられた。ビジョンの明確化、進捗状況の把握と評価、住民参加等に共通点が見られる。

ビジョンの明確化が進んだ例として、北広島市では、「環境保全に関して市のスタンスを明確にできた」としているが、実際に、開発等に際して判断の大きな拠り所となっているとのことである。

また、進捗状況の把握と評価という点に関しては、「推進体制が明確になった。数値目標により具体的に効果を評価できる」（石狩市）のように、進捗状況の把握と評価が可能になったことを成果と考える市町村もあった。

「ふらの市民会議が進める普及啓発活動によって、環境への取り組みが市民の目に触れる機会が増えた」（富良野市）のように、住民参加として設置した住民会議との協働によって普及啓発が進んだとするところもある。

計画策定の際には、様々な環境情報を整備することになるが、他の計画等に使用できるように、GIS（地理情報システム）等を用いて基盤情報として体系的に整備することで、策定後の他業務の効率化につながっている例もある（倶知安町）。

一方で、「普及啓発は進んだが、特に目立った成果はでていない」（芽室町）とするところもあった。

表12　その他、特徴的な成果

市町村名	ポイント	内容
千歳市	ビジョンの明確化	これまでの環境に関わる取り組みを、住民参加で生まれた「望ましい環境像」という統一したビジョンのもと関連性を持って進めることができるようになった
北広島市	ビジョンの明確化	環境保全に関して市のスタンスを明確にできた
旭川市	進捗状況の把握と評価	・計画的な事業執行により、事業成果が見られた（生活排水処理施設総合普及率の上昇、ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上など）ものがある ・毎年度の進捗管理により、成果の上がっているもの、そうでないもの、今後も必要なもの、そうでないもの、が判断しやすくなった
石狩市	進捗状況の把握と評価	推進体制が明確になった。数値目標により具体的に効果を評価できる
恵庭市	進捗状況の把握と評価	ISO14001 を進行管理のベースとしており、取り組みの成果を評価、点検できるようになった
苫小牧市	進捗状況の把握と評価	ISO14001 を組み込んだことによって、単に計画ができただけではなく、進捗の度合いが見えるようになった
池田町	進捗状況の把握と評価	ごみの有料化を明記し実行。想像以上の効果があった
北見市	住民参加	市民参加による取り組みができた
富良野市	住民参加	ふらの市民会議が進める普及啓発活動によって、環境への取り組みが市民の目に触れる機会が増えた
倶知安町	基盤整備	計画策定のために整備した網羅的な基盤情報が、他の計画の検討や情報共有ツールとして役立っている。また、人的ネットワークが広がった

③ 課題

主な課題を**表13**にまとめた。課題は主に以下の7つのポイントで大別できる。中でも、住民との対話や住民との協働、進行管理に関する課題を、多くの市町村が挙げている。

1）周知、　2）合併、　3）財政難、　4）住民との対話、　5）住民協働、　6）進行管理、　7）推進体制

• 対話と協働についての課題

住民との対話に関しては、「市と市民の関係が、苦情陳情型になりがち」（旭川市）という課題を多くの行政機関が抱えている。

住民との協働に関しては、計画の中で、市町村の役割、住民の役割、事業者の役割を整理している場合が多いが、環境の課題を解決し目指すべき姿を実現していくためには、それぞれの主体が一体となって計画を推進していくことが重要である。

計画の策定段階においては、意見の収集が主であるため、住民会議等を通して議論し成果を得ることができる。しかし、その後の実施については、予算や時間の制限から対応できない場合が多い。

「市民が企画や実施に関わることができる程度には限界があり、主体的に活動してもらうことが難しい」（苫小牧市）という意見には、行政の予算の仕組みや意思決定の仕組みについて、住民が正確に理解し、できること、できないことを共有することの難しさが含まれている。苦情陳情型を一歩超えることが、大きなポイントである。

その点では策定段階であるが、町民から挙げられた課題に対して、行政側が問題に対する法的な解決方法を提示するという役割分担によって、町民との関係性を築いた白老町の取り組みは参考になる。

また一方で、「環境基本計画の推進主体が行政中心でなく、地域住民・事業者・行政の三者が協働で行える組織を立ち上げる必要がある」（倶知安町）という指摘にあるように、推進主体を明確化し共同体として意識を統一していくことも重要だろう。

• 進行管理についての課題

進行管理に関しては、「数値目標の立てにくい施策などの評価手法の検討。実施状況の把握」（札幌市）といった指摘に見るように、進行状況を明確に把握する仕組みの必要性が挙げられる。また、進行状況を把握した上で、「なぜ、できたのか（できなかったのか）という具体的な評価」（恵庭市）を議論しPDCA（Plan Do Check Action）のサイクルにしていくことが必要であろう。

その際、「市民及び事業者の環境に配慮した活動の把握」（網走市）に始まり、積極的に「評価に市民や事業者の意見を取り入れていくこと」（恵庭市）は、機能的なPDCAサイクルをつくりあげるために重要である。

市町村の財政状況の悪化が議論されるようになって久しいが、「計画では、個別事業を総花的に網羅しているが、財政状況により実施できないものがある」（旭川市）というように、推進するための財政的な裏づけの不足、欠如は、おそらく、殆どの市町村に共通する課題であろう。

合併によって、計画の見直しが必要となってきている市町村もある。新たに編入された住民への周知や意見の収集には、労力がかかる。財政的な課題を抱える市町村にとっては、このような点を如何に効率的にクリアするかがポイントとなる。

表13　課題（内容は要約）

市町村名	ポイント	内容	参考になる市町村
白老町	周知	若い人への関心喚起。環境基本計画で挙げた内容の町民への周知	北見市、富良野市（広報活動を住民が行っている）
網走市	周知	市民・事業者へのさらなる普及・啓発	
恵庭市	周知	行政だけの計画ではないので、もっと多くの人に関わってもらえるように周知を図ること	
江別市	周知	環境情報の蓄積や市民への周知	
石狩市	合併	合併や、地域の環境の変化から見直しが必要となってきている	
釧路市	合併	新たな市域には環境基本計画がなく、見直しまでの空白期間中の事業取組の扱いをどうするか	
伊達市	合併	飛び地合併をした地域を含め、共通認識の醸成	
函館市	合併	旧市で環境基本計画が函館市のみ。環境セクションも函館市のみ。進行管理をどうするか	
北見市	合併	合併による新市環境基本計画の策定に伴う住民意見の調整等	
旭川市	財政状況	計画では、個別事業を総花的に網羅しているが、財政状況により実施できないものがある	ニセコ町（テーマを絞っている）
石狩市	財政状況	財政的な問題から事業縮小によって、今後の施策の計画的な実行に影響	
旭川市	住民との対話	市と市民の関係が、苦情陳情型になりがち	白老町（役割分担の明確化：成果参照）
帯広市	住民との対話	住民意見をどのように収集し、とりまとめていくか	
登別市	住民との対話	様々なバックグラウンドの方々の意見を集めたい反面、なかなか議論がかみ合わない現状あり。3 ヶ月毎に開催される市民会議も報告会がメイン。計画の推進が団体の活動に依存してしまっている	札幌市（さっぽろ環境円卓会議、環境保全推進協議会）
江別市	住民との協働	市民参加の仕組みづくり	倶知安町（策定時に多くの町民が関わる）
帯広市	住民との協働	紙、ゴミ、電気の削減だけでなく、環境保全活動にも発展させる必要あり	
北広島市	住民との協働	人づくり、市民との協働	
北見市	住民との協働	市民レベルのでの取り組みの拡大	
倶知安町	住民との協働	環境基本計画の推進主体が行政中心でなく、地域住民・事業者・行政の三者が協働で行える組織を立ち上げる必要がある	札幌市（さっぽろ環境円卓会議、環境保全推進協議会）
鷹栖町	住民との協働	周知が不十分で、町、町民、事業者の三者の協働、連携が十分図られていない	倶知安町（策定時に多くの町民が関わる）
ニセコ町	住民との協働	人材を集約し、より多くの計画の実施や評価に参加できるような体制づくり	
東川	住民との協働	町民・事業者の環境保全・景観形成の意識づくり	
三笠市	住民との協働	関係部局との推進体制や事業者、市民、各種団体などとの密接な連携	
留萌市	住民との協働	市民との連携する仕組みづくり、推進体制の確立。優先順位の設定。	
苫小牧市	住民との協働	計画を策定したという周知が難しい。市民が企画や実施に関われる程度には限界があり、主体的に活動してもらうことが難しい	白老町、富良野市、北見市（広報等の役割分担）
旭川市	進行管理	事業成果が見られないもの(緑の関係や、二酸化炭素排出量など)や、住民満足度が低いもの（除排雪、ゴミ出しマナーなど）が見られる	
網走市	進行管理	市民及び事業所の環境に配慮した活動（率先的な）の取り組み状況の把握	
札幌市	進行管理	数値目標の立てにくい施策などの評価手法の検討。実施状況の把握	旭川市、恵庭市（数値目標や ISO14001 に基づいたチェックシート）
千歳市	進行管理	実行計画、アクションプランが策定されていないため、どこまで、誰が何をするかが明確になっていない	
富良野市	進行管理	具体的な実行計画「富良野市環境保全行動計画」まで策定したが、その後の進行管理を行うシステムができていない	
蘭越町	進行管理	環境基本計画が条例より先に策定されたためか、計画の目的に基づいた具体的な実行に結びつくガイドラインがない。進行管理をするための枠組みや仕組みがないため、進捗状況を評価することができない。また実施状況を公開するような媒体も確立されていない	函館市、札幌市（市民モニター制度、さっぽろ環境円卓会議、環境保全推進協議会）
芽室町	進行管理	実行計画に対する成果がどこまで図られるか。環境と経済の両立	函館市（市民モニター制度）
恵庭市	進行管理	なぜできたのか（できなかったのか）といった具体的な評価	
恵庭市	進行管理	評価に市民や事業者の意見を取り入れていくための体制づくり	函館市、札幌市（市民モニター制度、さっぽろ環境円卓会議、環境保全推進協議会）
帯広市	推進体制	総合計画と未調整	石狩市（水とみどりの基本計画、都市マスタープラン、環境基本計画を同時に策定）
留萌市	推進体制	推進体制の確立	
伊達市	推進体制	総合計画との連動や各種計画への反映	

④計画の推進体制（進行管理及び評価・改善の仕組み）

多くの市町村において、PDCAサイクルによる進行管理を基本としている。中でもISO14001を取得している市町村においては、そのシステムを活用しているケースが多く見られる。

• チェックシートによる進捗管理（恵庭市）

恵庭市では「222の個別施策は実施担当課が決まっており、それぞれが進行するようになっている。また、施策の進捗状況は、チェックシートによって管理されており、1年に1回、具体化（3段階）の状況と、当年度進捗状況（5段階）を各課でチェックしている」とのことで、ISO14001をベースに、詳細な現況把握を行っている。

推進体制としては、庁内会議や住民会議を設置しているケースが一般的である。

• ワーキンググループによる専門的な議論（登別市）

登別市では、庁内に「登別市環境保全政策推進会議」を設置し、各部連携のもと環境施策を推進している。こうした仕組み自体は普通に見られるが、同市では、さらに庁外に、登別市環境保全市民会議を設置し、さらにその下部に3部会（地球温暖化防止対策部会、循環型社会構築部会、自然環境保全部会）を設け、月に一度部会を開催し、課題に取り組む方策について協議をしている。庁内会議と住民会議で基本的な進行管理を行っているが、住民会議をワーキンググループに細分することにより、より専門的に取り組めるような体制に注目したい。

• 市民モニターによる総合的な評価（函館市）

函館市では、平成10年度に実施した環境に関する市民意識調査の結果を基準に環境モニター制度による定期アンケート調査を実施し、市民モニターによる目標達成度の総合的な評価制度を導入している。

• 環境基本計画推進のための円卓会議（札幌市）

また、札幌市は、「札幌市環境審議会」に加え、市民及び事業者からなり、環境保全に関する自分たちの取り組みや市の施策について協議する「札幌市環境保全協議会」という仕組みを環境基本条例で規定している。さらに、平成18年には、これらの場をつなぎ、市民・民間の参画のもとに基本計画の進行管理を進めていくために、新たに「札幌市環境基本計画推進のための円卓会議」（通称「さっぽろ環境円卓会議」）を設置し、進捗状況の点検評価並びに推進方策の検討及び協議を行う仕組みを導入した。これらの手厚いシステムが、どのように成果を上げるか、次回の基本計画の点検評価が注目される。

• 環境専門のホームページでの情報発信（ニセコ町）

計画の進捗状況については、毎年発行する「環境白書」で公開している市町村が多い。ニセコ町では、環境白書に加えて、町のホームページに「ニセコの環境」というコーナーを開設し、環境基本条例及び計画、エネルギー対策、一般廃棄物の処理計画を掲載し、環境行政全体に関する理解促進に努めている。

このような取り組みは、環境基本条例及び計画を中心とした環境行政の体系を明確にすることができ進捗状況等、現況把握を容易にすることであろう。

6 総評

北海道内の市町村の環境基本計画の策定率は、本調査時点で15.6%（180市町村中28市町村の策定）と低い。また、策定している市町村においても、住民との協働や進行管理の面で困難を感じている等、まだまだ課題が多い。

しかし一方で、いくつかの市町村がメリットとして挙げるとおり、環境問題が複雑化、多様化する中で、各自治体の環境に関する課題や今後の方向性が住民との議論の上に成り立つ基本計画として整理されていることは、意思決定の重要な基準となり、環境について一貫した施策を展開していくための大きな原動力となることは間違いない。

• 環境方針の明確化からはじまる

北広島市では、「北広島市は全域都市計画区域であり、市街化区域以外は開発を調整する区域である。このため開発と保全、守ろうとする自然環境と土地利用、これについては将来の姿を含め大変苦労した。」とする一方で、「自然の豊かさから自然環境を利用した民間開発計画が数多く提案されてきており、ゴルフ場についても数件の開発計画、産業廃棄物処理場などの計画もあがるなど森林開発への要求は多岐にわたっていた状況下で、環境保全に対する市としてのスタンスを明確にすることができた」と成果を挙げている。土地利用に関する議論の整理には大変な苦労があったと推察されるが、その後の議論を単純化する力となったことは、環境基本計画の確実な成果であろう。

• 環境コミュニケーションツールとしての期待

住民との関係について多くの市町村が悩んでいるのは前述のとおりであるが、「市民が取り組みを広報し、環境への取り組みが市民の目に触れる機会が増えた」（富良野市）、「行政側が町民から挙げられた問題に関して法的に解決する術を提示し、意思疎通がうまくいった」（白老町）等のコメントにみるように、それぞれの自治体にあった役割分担を住民とともに作り上げていくことが住民との協働の成功のカギではないだろうか。

• 形成された環境行政の基盤を次の施策へ

倶知安町においては、「計画策定のために整備した網羅的な基盤情報が、他の計画の検討や情報共有ツールとして役立っている」とのメリットが挙げられているが、環境基本計画で検討する範囲は網羅的であり、環境基本計画策定と同時に、他の業務や計画で使える情報を整備するという考え方は非常に効率的である。予算的にも、他の業務で利用できる補助制度等を利用できる可能性が広がるはずである。

同町ではさらに、「人的ネットワークが広がった」ことをメリットとしているが、人的ネットワークという最も重要な基盤情報が蓄積されていることは、今後の施策の展開に対して貴重な財産であることは言うまでもない。

計画策定により作られた仕組みが、十分な推進力になりきれていないというケースもままあるが、札幌市の「さっぽろ環境円卓会議」のように、そうした課題に対して具体的に解決策を講じる取り組みが出てきていることは興味深い。

なお、少し形態が違うが、函館市に見るような環境モニター制度も、多くの住民の意見を評価に反映する1つの有効な形である。環境基本計画の進捗状況や評価に、住民の十分な関心と適確な意見を集めることは現状では簡単ではないが、深めた議論を行うブレーン的な住民会議と、広く評価に参加してもらう環境モニター制度の併用等が、これらの力となる可能性がある。いずれにしても、このように把握した住民意見や進行管理の仕組みを、政策上の目標の達成に具体的に役立てることができるか、多くの市町村が試されている。

• パートナーシップによる課題解決に向けて

しかし一方で、地方自治体はどこも厳しい財政状況が続いている。

本調査からも、環境セクションの人員削減が、担当者の負担を増し、十分な体制をつくれない市町村が増えている状況が伺える。少ない予算や限られた人員であたらなければならない以上、従前にはない知恵や工夫も求められる。道外を含めた他市町村の工夫や民間での取り組みも参考にすると共に、そうしたアイデア出しや住民参加による進行管理のためにも、事業者を含め住民との実のある連携、協働を本気で考える時期に来ている。

市町村合併によって、これまで環境基本計画の適用がなかった地域も含めて、再編成がなされた市町村がいくつかあるが、行政界ではなく流域界等の地理的要因等で、広域連携を組み、広範囲で目指す姿を共有し、それでは対応できないものについては、地域毎に個別指針をつくる等、広域環境基本計画という考え方も1つの解決案となるかもしれない。

住民との協働、事業者との協働、そして行政界を越えた自治体間の協働等、様々な協働が、財政的、人的な課題を解決する可能性は十分にある。

EPO北海道は、そのような協働の基盤づくりが使命でもあり、今後、環境省や北海道も含め、担当者間のノウハウの共有、地域の課題の共有、財政支援に関する情報の共有、環境行政全般における先進事例の共有、そして、人的ネットワークの形成を推進していきたいと考えている。活動を通して、**表13**で挙げた課題の解決に向けて、参考となる情報の提供やネットワークづくり等、できる限り支援ができればと考えている。

また、EPO北海道では平成17年度より道内各地で意見交換会を開催しているが、こうした場でも、環境基本計画にかかわらず、市町村における環境行政の推進方策、支援方策、等を総合的に議論していきたいと考えている。こうした場で得た意見や議論は併せて様々な主体、地域間で共有できるように整理し、さらなる協働のきっかけとなるよう発信していく予定である。

最後に、本調査にご協力いただいた市町村の環境基本計画のご担当者の皆様には、貴重な時間を割いて頂き、多くの情報と示唆をご提供いただいたことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げる。

・巻末資料・

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

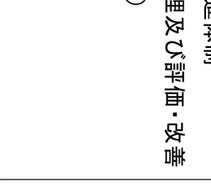
市町村概要	
市町村名	
市町村の位置	
市町村の人口	
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	
策定年月日	
対象期間	
次回改定予定	
策定に要した経費	総額　： 他の機関からの資金的支援の有無　：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称　：
策定の主要な動機	
根拠条例について	条例の有無　：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称: 制定時期　：　平成　　年　　月
策定の庁内体制	
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無　：（ 有 ・ 無 ） 内容　：
公表形態	計画全体の印刷物の有無　：　（ 有 ・ 無 ） 概要版の有無　：　（ 有 ・ 無 ） その他印刷物　： 配布の有無　：　（ 有 ・ 無 ）

	Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ：
策定への住民参加の仕組み	
策定の際に苦労した点	

内容と推進体制	
特徴	
成果	
課題	
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	
取材先（ご担当）	
取材日時	

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	旭川市
市町村の位置	 北海道中央、大雪山連峰の大自然とそこから連なる山並みに抱かれた上川盆地のほぼ中央に位置する。上川支庁の所在地で、北海道では札幌に次いで人口の多い都市。 市街地は平坦だが、周辺は山岳丘陵地域となっている。
市町村の人口	358,393 人（平成 18 年 10 月末現在）
特記事項（合併状況等）	昭和 46 年 3 月に東鷹栖町を合併して以降、市町村合併はしていない

策定プロセス	
タイトル	旭川市環境基本計画
策定年月日	平成 12 年 2 月 2 日 （策定期間：平成 10 年 4 月～平成 12 年 2 月）
対象期間	計画策定後約 10 年
次回改定予定	平成 21 年 2 月
策定に要した経費	総額 ： 9,477 千円 （ただし、業務委託2件の合計として） 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	大気汚染、水質汚濁など公害問題に替わり、従来の規制的手法では解決できない、日常の市民生活など身近な活動に起因する環境問題が生じてきたため、平成 10 年に制定した環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する基本的な計画として、「旭川市環境基本計画」を策定した。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 旭川市環境基本条例 制定時期 ： 平成 10 年 3 月
策定の庁内体制	H10/ 7 月 環境基本計画策定委員会設置（庁内課長級）（H12/1 月まで 4 回） H10/11 月 環境審議会設置 H11/10～12 月 環境審議会諮問、答申（計 4 回開催）
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 計画原案作成、環境指標及び数値目標検討、市民意見分析(H10) 計画原案修正、計画案作成、計画概要版（案）作成(H11)
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： パンフレット

	配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL：http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kankyoseisak/kihonkeikaku/keikaku_sm.html
策定への住民参加の仕組み	平成 9/ 5 月 環境基本条例に係る市民意見募集（広報誌に折り込み返信用封筒を同封） 6 月 シンポジウム開催（環境基本条例に対する市民意識啓発） 7 月 市民の意見を聴く会開催（発表者 8 名、傍聴者 48 名） 平成 10/8 月 こども環境サミット開催（意見数 26） 9 月 計画あらまし広報誌登載・市民意見募集（広報誌に折り込み返信用封筒を同封 10 月 市民・事業者意見提言会開催（発表者 11 名、意見数 30） 平成 11/11 月 計画原案広報誌登載・市民意見募集（広報誌に折り込み返信用封筒を同封）
策定の際に苦労した点	

内容と推進体制	
特徴	① 環境の範囲に「都市環境」を掲載（他、生活環境、自然環境、地球環境） 都市環境とは、・都市景観・都市基盤・歴史文化・冬の暮らし 特に、歴史文化の保存活用としての「アイヌ文化の保存伝承」、快適な冬の暮らしの創造としての「除排雪体制の充実、冬のイベント・スポーツ」 ② 具体的数値による「定量目標」の設定
成果	・計画的な事業執行により、事業成果が見られた（生活排水処理施設総合普及率の上昇、ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上など）ものがある。 ・毎年度の進捗管理により、成果の上がっているもの、そうでないもの、今後も必要なもの、そうでないもの、が判断しやすくなった。
課題	・現計画では、「〇〇を整備します」などの個別事業を総花的に網羅しており、財政状況悪化などの情勢変化により、実施できないものがある。 ・「市が」実施する個別事業の明示が主であり、市民・事業者等との協働、役割分担の視点が薄いため、市と市民の関係が苦情・陳情型の繋がりになりがち。 ・事業成果が見られないもの（緑の関係や、二酸化炭素排出量など）や、事業実施にもかかわらず、住民満足度の低いもの（除排雪、ゴミ出しマナーなど）が見られる。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	・庁内に「環境総合調整会議（助役、部長級）」及び同幹事会（課長級）を設置 ・環境基本計画関連事業実施状況の調査、環境基本計画定量目標達成状況の調査を実施（関係各部へ作業依頼し、環境部で取りまとめ）し、環境白書で公表 ・環境白書の環境審議会への報告、審議
取材先（ご担当）	環境部環境政策課環境保全係　梅田　敦史氏
取材日時	平成 18 年 11 月 8 日　13:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	網走市
市町村の位置	 網走支庁東部のオホーツク海に面した都市。高い山はなく、丘陵地が多い。北見市、大空町、小清水町と隣接している。 網走川河口付近と、その南に続く海岸段丘沿に市街地が広がっている。
市町村の人口	40,755 人（平成 18 年 11 月末現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	網走市環境基本計画
策定年月日	平成 16 年 3 月 （策定期間 ： 平成 14 年 7 月～平成 16 年 3 月）
対象期間	平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間
次回改定予定	計画期間の中間年に見直しを予定（時期は未定）
策定に要した経費	総額 ：28,872 千円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：地域環境総合計画策定事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	平成 14 年に制定された「網走市環境基本条例」により策定が位置づけられたため。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 制定途中 ） 名称： 網走市環境基本条例 制定時期 ： 平成 14 年 3 月
策定の庁内体制	計画策定の担当は 1 名。 ① 網走市環境基本計画策定庁内会議 庁内各部局の横断的な会議組織（部長級職）を設置し、連携及び調整を行った。 ② 網走市環境基本計画策定庁内検討委員会 庁内会議の下部組織として検討委員会（環境基本計画に関連の高い事務を行っている係長級職）を設置し、詳細または専門的な検討を行った。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 各種調査、会議等における技術的助言、他事例等の情報提供、資料の作成、会議の意見整理、議事録作成など。
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の全戸配布 Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/web/PD_Cont.nsf/0/FFFB3547D168382549256E67002B35DE?OpenDocument
策定への住民参加の仕組み	① 網走市環境保全審議会（委員：12 名（延べ 15 名）） 素案の作成をはじめ、答申を得るまでの過程を検討・審議した。 ② 網走市環境基本計画策定市民会議（審議会委員：12 名、公募委員：30 名） 環境に関する目標の設定及び施策と行動の検討に当たり、市民の意見を広く取り入れ、集約を行った。 ③ その他 より広く市民の意見を取り入れることを目的として、住民アンケート調査、環境家計簿調査を実施した。さらに、市民の環境意識の向上や普及啓発を目的として、環境フォーラム、現地見学会（現況調査）、学習会を開催した。
策定の際に苦労した点	市民会議等で出された様々な意見・要望等を整理し、計画に反映させること。

内容と推進体制	
特徴	網走市環境基本条例の基本理念などに基づき定めた「将来像」と「基本目標」を市民、事業者、市の連携と協力によって実現していくために、5 つの基本目標に基づき、環境の保全と創造に関する施策を展開していく。 主体（市民、事業者、市）ごとの環境を守るための行動例を示し、それぞれの役割に基づきながら、少しずつでも着実に、効果的な推進を図っていく。
成果	市民・事業者等の環境配慮（環境保全、清掃活動、循環型社会の構築など）の醸成に繋がっている。 一部、小学校の授業の一環で取り上げられた。
課題	① それぞれの主体ごと（特に市民及び事業者）の環境に配慮した活動の（率先的な）取り組み状況についての把握手法。 ② 把握した情報の効果的な提供手法（フィードバック手法） ③ 市民、事業者等へのさらなる普及・啓発
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	計画の推進状況については、環境白書にて公開している。 また、庁内関係部課で構成される「網走市環境対策推進会議」において、施策の推進状況の総合的な検討や調整が行われる。
取材先（ご担当）	市民部生活環境課 環境対策係 係長 石川 進氏 市民部生活環境課 環境対策係 主事 大島 尚士氏
取材日時	平成 19 年 3 月 20 日 16:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	池田町
市町村の位置	 十勝平野の中央やや東寄りに位置し、北は士幌町及び本別町、東は浦幌町、南は豊頃町、西は音更町に隣接し、南西は十勝川を隔てて幕別町にも接している。総面積は 371.91k㎡。地勢は平坦で、山岳地帯でも海抜 100mから200mを超える程度。
市町村の人口	8,191 人
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	池田町環境基本計画
策定年月日	平成 16 年 11 月
対象期間	平成 16 年度から平成 26 年度まで
次回改定予定	平成 26 年 但し、社会経済情勢や環境問題の変化等に応じて適宜対応
策定に要した経費	総額 ： 0 千円（人件費含まず） 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：
策定の主要な動機	地球規模の環境破壊を将来の世代へ負の遺産として残さないよう、また、池田町のみどり豊かな自然を私たちの子どもやそのまた子どもたちへと美しいまま残していくため
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 池田町環境基本条例 制定時期 ： 平成15 年 12 月
策定の庁内体制	プロジェクト推進室（4 名）
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ：
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ）（国・道・町議会議員等関係機関のみ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.town.ikeda.hokkaido.jp/ （快適な生活→環境衛生）
策定への住民参加の仕組み	町広報紙で環境意識アンケートを全戸配布・調査した。 町民の一般公募による環境懇談会を開催し、意見を聞いた。 計画案を公表し、パブリックコメントを募集した。
策定の際に苦労した点	町財政が厳しい折、予算を伴う施策を具体的に記述できなかった。

内容と推進体制	
特徴	外部委託せず、内容・構成・編集・印刷をすべて職員直営で行った。
成果	ごみ減量化と資源リサイクルを推進するため、ごみ有料化の実施を明記し、1 人 1 日あたりのごみ排出量 1,080g、リサイクル率 35%を目標に掲げた。 （計画策定前平成 15 年度の実績はそれぞれ 1,350g、21.6%） 平成 17 年 4 月から有料化が施行され、平成 17 年度実績でそれぞれ 660g、43.7%を達成し、排出量半減・リサイクル率倍増という想像以上の効果に驚いた。
課題	町財政が厳しいため、予算が伴う施策を展開できない。
計画の推進体制	体制整備の段階。財政緊縮に伴う人員削減や行政ニーズ多様化等による業務量増加により、厳しい状況。
取材先（ご担当）	池田町 町民課 環境衛生係 佐野 一労氏
取材日時	平成 18 年 12 月 21 日（記入日）

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	石狩市
市町村の位置	 北海道中央西部に位置し、西は石狩湾に面し、石狩川河口を有する。河口より北側には丘陵地帯が広がっている。 南北に長い市域を持ち、札幌市、当別町、小樽市、新十津川町、増毛町に隣接する。
市町村の人口	61,279 人 （平成 18 年 5 月時点）
特記事項（合併状況等）	平成 17 年 10 月 1 日に、石狩市、厚田村、浜益村が合併し、「石狩市」となった。

策定プロセス	
タイトル	石狩市環境基本計画
策定年月日	平成 13 年 10 月 （策定期間 ： 平成 11 年 7 月～平成 13 年 10 月）
対象期間	平成 13 年から～平成 32 年までの 20 年間
次回改定予定	策定から約 10 年（2010 年くらい）後を目処としていたが、合併したことにより地域の状況が変わったので、早めに作業にとりかかる予定。
策定に要した経費	総額 ： 約 3,100 万円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金（環境省） 補助率 1/3
策定の主要な動機	平成 12 年に環境基本条例を制定し、その中で、将来を見据えた長期の計画の必要性を位置づけたこと。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 石狩市環境基本条例 制定時期 ： 平成 12 年 10 月
策定の庁内体制	担当職員は、3 名（環境課・みどりの課・都市計画課各 1 人）だが、庁内関係課による横断的策定検討会を設置して策定。 計画策定後の施策推進のため、関係部局間の調整を図り、施策の有機的な連携と実効性を高めるため、部局長による「環境調整会議」を設置し重要施策を審議。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： データ収集、調査、とりまとめ、市民協議会の運営、資料作成等
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ）
	概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： なし
策定への住民参加の仕組み	・ 平成 11 年度に石狩市民 1,500 名を対象にアンケート調査を実施 ・ 市民が主体となった「市民協議会」がワークショップ方式で計 13 回開催され、意見がまとめられた ・ まちづくり協議会又は環境市民会議のような（市民主体による）地域協議会ができる ・ 環境市民会議の必要性（職員は定期的に異動になるので、市民を育てていく必要がある。）
策定の際に苦労した点	市民から出されるさまざまな意見を集約して、取りまとめるのに時間を要した。

内容と推進体制	
特徴	石狩市では、環境基本計画、水とみどりの基本計画、都市マスタープランの 3 つの計画を同時に策定し、効率的かつ効果的に市民を取り込んだまちづくりを進めることができた。また、内容や文章をできるだけ市民に分かりやすいものにした。
成果	・将来の目指す方向性が見え、計画的に施策が実施できるようになった。 ・数値目標が示され、具体的に効果が評価できる。 ・市、事業者、市民の責務と役割が位置づけられ、推進体制が明確となった。 ・市民協議会が、市民らがそれぞれ地域での自主的な市民活動を実践していくための場として役立った。
課題	・策定後、5 年を経過したこと、その間、浜益、厚田の 2 村を合併し、地域の状況や環境の現況が変わり、できるだけ早い時期に計画の見直しが必要となっている。 ・財政的な問題からの事業収縮が、今後の施策の計画な実施に影響が出ている。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	環境の現況、環境への負荷と施策の実施状況など、情報の共有をするために「石狩市環境白書」を作成し、市民、事業者に環境の情報を提供・公表している。 また、計画で掲げられた数値目標の達成状況や総合的施策の進捗状況について、環境審議会、環境市民会議、アンケート調査などによる市民、事業者の声などを下に、課題の整理を行い、施策の実施状況を定期的に点検、評価する。
取材先（ご担当）	石狩市生活環境部 環境課長 有田 英之氏
取材日時	平成 18 年 6 月 12 日（月） 16:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	恵庭市
市町村の位置	 北海道の中央西部に位置する。市域は東西に長く、札幌市、北広島市、千歳市、長沼町に隣接している。 その中央を漁川が東流し、北東の長沼町との境界部で千歳川に合流する。北縁には島松川が流れ、北広島市との境界をなす。
市町村の人口	67,942 人（平成 18 年 9 月末時点）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	恵庭市環境基本計画 －水と緑の複合機能都市をめざして－
策定年月日	平成 13 年 3 月 （平成 9 年 12 月～平成 13 年 3 月）
対象期間	策定から約 10 年を目安、見直しは 5～6 年後
次回改定予定	平成 18～19 年に見直しを予定しているが、まだ予算はついていない。検討中。
策定に要した経費	総額 ： 2,000 万円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金
策定の主要な動機	さまざまな環境問題への関心が高まり、それに適切に対処するために環境の保全と創造に関する基本理念や各主体の責務を明らかにした環境基本条例が制定された。その中で、計画の策定が位置づけられたため。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 恵庭市環境基本条例 制定時期 ： 平成 9 年 12 月
策定の庁内体制	計画策定に専門で関わったのが1名、兼任が 1 名の計 2 名。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 環境データ整備、文章作成、アンケート
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ）
	Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/mmb/031401/031430.html
策定への住民参加の仕組み	市民の目から見た環境の評価を行うために、一般市民、中学生、事業者それぞれを対象にアンケート調査を実施。また、各主体が協働して取り組む必要性から、ともに議論できる場として、「環境保全市民会議」を設置し、情報の共有化を図った。
策定の際に苦労した点	市民から出てきた意見の取りまとめが大変だった。

内容と推進体制	
特徴	平成 14 年 3 月に取得した、ISO14001 を、環境基本計画の進行管理に PDCA サイクルを導入している。内部監査が一番重要なツールであるとの認識のもと、内部監査を行える人材の育成を行っている。紙・ゴミ・電気に代表される取組は、数年で頭打ちになるため、内部の業務改善を行ってムダを省いていくことを念頭に、内部の業務改善を行うことから、広く環境保全に取り組んでいる。
成果	ISO14001 システムの内部環境監査を環境基本計画の進行管理の中に取り入れたことによって、各部署が目標に基づき情報を共有し、スケジュール管理を行うことより、その取組みや施策が成果を上げているか、また適切に見直されているかを点検・評価することが出来たこと。 また、目標や取組み・施策がスケジュールどおり達成されていない場合には、原因を追求し、取組み・施策展開に反映することが出来たこと。
課題	「できた」、「できない」の確認を超えて、それが「なぜできた」のか、また、「なぜできていない」のか、といった具体的な評価が行えるようにしていく体制づくりをしていかなければならないこと。また、評価に市民や事業者の意見を取り入れていくこと。行政だけの計画ではないので、もっと多くの人に関わってもらえるように周知を図ること。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	222 の個別施策は実施担当課が決まっており、それぞれが進行するようになっている。また、施策の進捗状況は、チェックシートによって管理されており、1 年に一回、「具体化（3 段階）」の状況と、「当年度進捗状況（5 段階）」を各課でチェックしている。 進捗状況は、年に一度発行する「恵庭市の環境」の中で整理し、公表している。
取材先（ご担当）	恵庭市 生活環境部 環境課 課長 杉森和彦氏 恵庭市 生活環境部 環境課 主査 高橋英志氏
取材日時	平成 18 年 7 月 7 日 10:30～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	江別市
市町村の位置	 江別市は石狩平野の中央部に位置し、総面積は 187.57 平方キロメートル。全般的に平坦な地勢で豊かな自然環境に恵まれ、札幌市、北広島市、岩見沢市、当別町、南幌町、新篠津村と隣接している。
市町村の人口	123,844 人 （平成 18 年 12 月 1 日現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	えべつアジェンダ 21　江別市環境管理計画
策定年月日	平成 8 年 2 月（前期推進計画策定）、 平成 16 年 3 月（中期推進計画策定）
対象期間	平成 7 年度から平成 36 年度までの 30 年間
次回改定予定	中期推進計画：計画期間平成 16 年～25 年度（「えべつの環境」にて公表） 後期推進計画：中期推進計画終了時の平成 26 年度～
策定に要した経費	総額　：1,100 万円（前期）、865 万円（中期） 他の機関からの資金的支援の有無　：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称　：
策定の主要な動機	平成 4 年 6 月にブラジルで開催された地球サミットで「アジェンダ21」が採択され、その中で地域での環境の行動計画である、「ローカルアジェンダ21」を策定することが求められた。これを受けて、江別市では「えべつアジェンダ21」を策定した。
根拠条例について	条例の有無　：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名　称：　江別市環境基本条例 制定時期　：　平成　11 年　12 月
策定の庁内体制	中期推進計画：生活環境部環境室環境課（2～3 人）を中心として策定
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無　：（ 有 ・ 無 ） 内　容：前期推進計画、中期推進計画ともに委託あり。主に前期は、自然環境特性調査等、後期は、地球温暖化関連で温室効果ガス排出量調査等
公表形態	計画全体の印刷物の有無　：　（ 有 ・ 無 ） 概要版の有無　：　（ 有 ・ 無 ） その他印刷物　：

	配布の有無　：　（ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無　：　（ 有 ・ 無 ） URL　：　http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/shiminbu/kankyo/03/03_02.html
策定への住民参加の仕組み	○前期推進計画：公害対策審議会における審議。市民など自然保護団体、関係機関からの意見集約 ○中期推進計画：環境審議会（公害対策審議会から変更）における審議 江別市環境推進員の公募
策定の際に苦労した点	市民、事業者などからの意見集約など。

内容と推進体制	
特徴	ローカルアジェンダ21としての位置づけとして作成。 「きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた　美しく住みよい江別」を目指すべき環境の将来像として定め、4つの環境目標「地球を守るまち」、「豊かな自然をはぐくむまち」、「人にやさしいまち」、「うるおいとやすらぎのあるまち」の実現を目指す。それぞれの目標について数値目標が設定されている。
成果	○前期推進計画： 環境基本条例の制定、環境審議会の設置など推進目標を立て環境施策の推進を図り、環境条例、環境審議会の設置等が行われた。 ○中期推進計画： 地球規模の環境問題への対応など、社会のニーズに合わせて、江別の環境の現況、課題などを整理していること。えべつ環境広場の開催
課題	計画の推進状況の評価 環境情報の蓄積や、市民への周知、市民参加の仕組みづくり
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	環境審議会による審議。 事業実施状況については、「えべつの環境」などを通して市民・事業者に公表 （「えべつの環境」は、本編と測定データ編に分かれている）
取材先（ご担当）及び連絡先	生活環境部　環境室環境課　環境政策担当　主幹　石垣　秀人氏 生活環境部　環境質環境課　環境政策担当　主査　冨田　敏文氏
取材日時	平成 18 年 6 月 12 日（月）　11:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	帯広市
市町村の位置	 北は大雪山系、西は日高山脈に囲まれた、東北海道西端の十勝平野のほぼ中央に位置する。十勝支庁の所在地で、十勝地方の中心都市。 面積は、618.94k ㎡で、市街地は北部に集中、南部は、大規模畑作地帯が続いている。
市町村の人口	171,076 人（平成 18 年 7 月現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	帯広市環境基本計画
策定年月日	平成 12 年 3 月
対象期間	平成 12 年度～平成 21 年度 （10 年間）
次回改定予定	平成 20 年、21 年から準備に入り、21 年 3 月にできる予定
策定に要した経費	総額　：　3,600 万円 （3 ヵ年、2,000 万・800 万・800 万） 他の機関からの資金的支援の有無　：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称　：　環境基本計画推進事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	帯広市環境基本条例で、計画の策定が位置づけられたため
根拠条例について	条例の有無　：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称：　帯広市環境基本条例 制定時期　：　平成 9 年 4 月
策定の庁内体制	環境対策委員会及び環境対策委員会幹事会 庁内全関係部門
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無　：（ 有 ・ 無 ） 内容　：　データ整備、文章など
公表形態	計画全体の印刷物の有無　：　（ 有 ・ 無 ） 概要版の有無　：　（ 有 ・ 無 ） その他印刷物　：　なし

	配布の有無　：　（ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無　：　（ 有 ・ 無 ） URL　：　HP上では公開していない
策定への住民参加の仕組み	環境モニター会議、説明会 市民アンケート 2,000 人
策定の際に苦労した点	市民意見の取りまとめ

内容と推進体制	
特徴	「環境共生都市をめざして」をテーマとし、帯広市環境基本条例の理念をふまえて7つの大目標、32 の基本目標を設定。地図や表、グラフなどで多くのデータが掲載されている。定量目標も多く設定されている。
成果	市の環境の課題や目標を明確にできた。
課題	総合計画とは未調整。次回計画にて整合性を取りたい。 住民意見をどのように収集し取りまとめていくか。 紙、ゴミ、電気の削減だけではなく、環境保全活動にも発展させる必要あり。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	2001 年 1 月取得のISO14001 で運用している。 環境審議会にて審議。市民で構成される帯広市環境保全推進会議を通して、市民との意見交換。 環境基本計画の進捗状況は下記のサイトで公開している。 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/hp/data/page000004700/hpg000004616.htm
取材先（ご担当）	帯広市緑化環境部環境課　環境保全係長　小山　彰夫氏
取材日時	平成 18 年 8 月 10 日（木）　13:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	北広島市
市町村の位置	 石狩平野の南部に位置しており、北西に札幌市、北は江別市、東は長沼町・南幌町、南は恵庭市に隣接している。南西部にある島松山から北東方向に緩傾斜面の波状台地が広がり、千歳川流域の平地に連なる。周囲約 52.5km、総面積 118.54km^2 の都市。
市町村の人口	61,065 人（平成 18 年 11 月現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	北広島市環境基本計画
策定年月日	平成 13 年 3 月 （策定期間 ： 平成 10 年度～12 年度）
対象期間	策定から 10 年間（平成 13 年度～平成 22 年度）
次回改定予定	平成 22 年 3 月予定
策定に要した経費	総額 ： 2,600 万円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	地域の課題や従来の環境問題、さらに地球規模の問題など広範な問題に対応するために、従来の公害対策中心の環境行政だけではなく、環境保全・創造のための多角的な施策手法の展開を図っていく必要性から。 また、市内にゴルフ場や産廃処理場の建設申請など、林地開発の圧力が強くなってきたため。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 北広島市環境基本条例 制定時期 ： 平成 12 年 4月
策定の庁内体制	横断的な組織である「北広島市環境検討委員会」を設置し、関係部局の緊密な連携及び調整を図り、総合的、計画的な環境の保全及び創造に関する施策に取り組んだ。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 自然環境調査、市民意識調査、自然観察会、大気調査、子供環境サミットなど関係業務について、外部委託している。
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ）

	その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/dataroom/kankyo/kankihon.html
策定への住民参加の仕組み	市民の環境に対する意識及び環境保全等に対する意向を調査するために、成人男女 2,500 人、市内事業者、市民団体に対してアンケート調査、意向調査を行った。また、環境への意向調査、意識向上を目的として、小中学生を対象にした、自然観察会、星空観察会の開催、市民による大気環境調査、中高生を対象にした「こども環境サミット」の開催を行った。 また、計画の策定にあたって、事務局案を公開、市民意見を公募するとともに、直接市民の声を聞く機会として地区意見交換会を開催した。
策定の際に苦労した点	北広島市は全域都市計画区域です。このため、市街化区域以外は開発を調整する区域です。このため開発と保全、守ろうとする自然環境と土地利用、これについては将来の姿を含め大変苦労しました。

内容と推進体制	
特徴	北広島市の環境基本計画は「環境に配慮した行動と実践ができる人づくり」がテーマになっています。将来の環境については、緑地開発が計画されていることから、現在の環境をよりよく保全する姿勢になっています。
成果	自然の豊かさから自然環境を利用した民間開発計画が数多く提案されてきており、ゴルフ場についても数件の開発計画、産業廃棄物処理場などの計画もあがるなど森林開発への要求は多岐にわたっていた状況下で、環境保全に対する市としてのスタンスを明確にすることができた。
課題	市の発展は良好な自然環境を保全しながら、まちづくりを進めていかなければならないことから、環境基本計画の実現に向けた取組みを進めていく必要がある。地球温暖化対策など、地球環境を含めた環境基本計画の推進に関しては、環境保全に向けた人づくり・市民との協働が今後の課題である。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	大気汚染、河川水質調査などにより把握される環境の状況や環境への負荷の状況、計画に基づき実施された施策の状況などに関する内容は、毎年、「北広島のかんきょう」で報告している。
取材先（ご担当）	北広島市　環境部環境課　課長　奥野　章氏 北広島市　環境部環境課　主査　佃　弘明氏
取材日時	平成 18 年 7 月 7 日　15:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	北見市
市町村の位置	 北見市は、北海道の北東部オホーツク海に面した北見地方の中心部にあり、常呂川と無加川の合流点に広がる河岸段丘の発達した北見盆地に位置し、面積は 421.08km2 となっている。 このため旭川、帯広、釧路、網走への中継地というだけではなく、大雪、知床、阿寒の三大国立公園を結ぶ中心拠点となっています。
市町村の人口	128,320 人（平成 19 年 2 月 28 日現在）
特記事項（合併状況等）	平成 18 年 3 月 5 日、「北見市・端野町・常呂町・留辺蘂町」が合併し、新「北見市」誕生。

策定プロセス	
タイトル	北見市環境基本計画
策定年月日	平成 12 年 3 月 （策定期間 ： 平成 10 年 6 月～平成 12 年 3 月）
対象期間	平成 12 年度から平成 21 年までの 10 年間
次回改定予定	合併に伴い、平成 19 年度より新市の環境基本計画を策定
策定に要した経費	旧市環境基本計画 総額 ：23,568 千円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：環境基本計画推進事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	北見市環境基本条例第 9 条の規定に基づき、本市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための実行プランとして「北見市環境基本計画」を策定した。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 北見市環境基本条例 制定時期 ： 平成 10年 4月 ＊合併により平成 18 年 3 月 4 日失効
策定の庁内体制	北見市環境緑化部環境課（当時） 4 名 諮問機関：環境審議会
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 環境情報のとりまとめ、アンケート解析、計画文書策定サポート
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ）

策定プロセス	
	その他印刷物 ： 広報紙による公表 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.city.kitami.lg.jp/kankyo/torikumi/0110.html
策定への住民参加の仕組み	・ 環境市民会議であるエコネットきたみ（当初 30 名により組織）を立ち上げ、北見市の環境の課題、望ましい環境像、進行管理の体制まで議論した。 ・ 一般市民ほか、事業所、中学生へのアンケート調査を実施した。 ・ 環境フォーラムを開催し、参加者の意見を反映した。
策定の際に苦労した点	・ 計画の対象が広範囲（文化財の維持、バリヤフリーなど）のため施策の整理に苦労した。 ・ 地域ごとの環境特性の整理や目標の設定（住民の期待や満足度が必ずしも数値データと一致しない点など）

内容と推進体制	
特徴	・ 市民意見が環境基本計画のどのような箇所に反映されているかがわかるようになっている。地区別の目標が整理されている。 ・ 昭和初期に北見市発展の礎を築いたハッカやハーブなど、「香り」を街づくりのシンボルとして掲げている。（後に環境省の「かおり風景百選に選定される。」）
成果	北見市の環境に関する状況や課題を整理することができた 市民参加による取り組みができた
課題	・ 合併による新市環境基本計画の策定に伴う、市民意見の調整など ・ 環境の保全と創造にかかる市民レベルでの取り組み拡大
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	市民、事業者、各種団体からなる北見市環境会議と、関係部局からなる北見市環境施策推進委員会及び環境審議会の三者によって進行管理をおこなっていくこととしている。また、環境白書にて施策の推進状況を報告している。
取材先（ご担当）	北見市市民環境部環境課　技術吏員　工藤　祥久氏
取材日時	平成 19 年 3 月 20 日（火） 14:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	釧路市
市町村の位置	 北海道の東部、太平洋沿岸に位置している。北海道釧路支庁の所在地で、道東地方の主要都市であり、道内でも札幌市・旭川市・函館市に次ぐ 4 番目の規模となる。市内を釧路川、阿寒川が流れ北部は釧路湿原国立公園と隣接している。
市町村の人口	192,914 人（平成 18 年 12 月 1 日現在の住民基本台帳）
特記事項（合併状況等）	2005 年（平成 17 年）10 月 11 日 釧路市と阿寒郡阿寒町及び白糠郡音別町と新設合併し、新「釧路市」として発足。

策定プロセス	
タイトル	釧路市環境基本計画
策定年月日	平成 13（2001）年 3 月
対象期間	10 年間（平成 13（2001）～平成 22（2010）年）
次回改定予定	平成 22 年度に新市としての計画策定予定
策定に要した経費	総額 ： 27,820 千円（2 年間） 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金（環境省） 補助率 1/2
策定の主要な動機	平成 10 年 12 月に制定された「釧路市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立った総合的かつ計画的な課題解決へ向けての取組を推進するために策定された。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 釧路市環境基本条例 制定時期 ： 平成 10 年 12 月
策定の庁内体制	環境対策推進会議（会長：副市長、各部長） → 環境基本計画専門部会（部会長：環境部長、関係各課の次長職・課長職） → ワーキンググループ（関係各課の課長補佐・係長職）
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： ①計画策定のための基礎調査（環境の現況等の基礎資料収集、市民意識調査、市民ワークショップ）、②素案作成 ③計画書作成
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ）
	その他印刷物 ： 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ：http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1139465224715&SiteID=0
策定への住民参加の仕組み	・ 市民意識調査の実施（個人 2,200 名、事業者 200 名） ・ ジュニア環境会議の開催（小中高校生 32 名参加） ・ 市民環境フォーラム（市民 39 名参加） ・ 市民ワークショップ 7 回（公募による 11 名参加）→素案作成に向けた提言 ・ 市民環境フォーラム（60 名参加）→素案に対するパブリックコメント
策定の際に苦労した点	数値目標の設定

内容と推進体制	
特徴	・ 定量（数値）目標の設定（環境基準の維持・達成、ごみの排出量の削減、温室効果ガスの排出量削減等） ・ 主体別、地域別行動のあり方を施策の体系とあわせてとりまとめた ・ 釧路らしい施策の盛り込み（市役所の環境マネジメントシステムの構築と ISO14001 の認証取得、グリーン購入の実施、自然環境分野の国際協力等）
成果	・ 数値目標の達成 ・ 担当者の意識の醸成 ・ 環境に関する出前授業等の実施→環境教育の定着化
課題	合併に伴う新市計画を現行計画終了年次の平成 22 年度としたが、新たな市域（阿寒、音別地区）の空白期間中の事業取組の扱いをどうするか、また、計画策定に向けて両地区部分をどのように取り込んでいくか。また、委託ではなく自前による策定となることから、現在の職員体制でどこまで策定作業をやれるかが課題となる。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	・ 市民・事業者に対する啓発、支援、情報提供、環境学習・教育推進 ・ 計画の進捗状況等の把握（庁内各課への定期的な調査と中間点検の実施） ・ ISO14001 による管理 ↓ ・ 釧路市環境対策推進会議へ報告→施策・事業の推進 ・ 釧路市環境審議会へ報告・審議、意見聴取 ↓ 「釧路市環境白書」において公表
取材先（ご担当）	釧路市環境部環境政策課 課長補佐 小林 実氏 釧路市環境部環境政策課 課長補佐 神原 律子氏
取材日時	平成 19 年 2 月 6 日（火） 10:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	倶知安町
市町村の位置	 北海道後志地方の中央に位置し、後志支庁をはじめ、多くの官公庁や各種団体が集積し、後志地方の行政・経済・交通の中心的な役割を担う。羊蹄山やニセコ連峰に囲まれ、東は京極町、西は共和町、南はニセコ町、北は赤井川村、仁木町に隣接している。
市町村の人口	15,828 人（平成 18 年 5 月末現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	倶知安町環境基本計画
策定年月日	平成 18 年 3 月 （策定期間 ： 平成 16 年 9 月～平成 18 年 3 月）
対象期間	2006 年度～2011 年（短期目標達成時期）
次回改定予定	2011 年に中長期に向けた見直しを予定
策定に要した経費	総額 ： 22,176 千円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 緊急地域雇用特別交付金 12,705 千円 環境保全促進事業助成金 1,000 千円
策定の主要な動機	さまざまな環境課題を体系的に位置づけ、その解決策を示すため。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 倶知安町環境基本条例 制定予定時期 ： 平成 18 年末 ～ 平成 19 年
策定の庁内体制	倶知安町環境政策検討委員会を平成 16 年 7 月 1 日に設置し、策定に至るまでの進捗状況を説明しながら進めた（当初、倶知安町環境基本計画策定等検討委員会で設置し、平成 17 年5月 27 日から現名称に変更）。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 自然環境データ整備、衛星画像加工、文章作成
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ：倶知安町環境基本計画 PDF・倶知安町航空写真付録 CD-ROM 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/index.jsp
策定への住民参加の仕組み	公募参加の住民グループ「くっちゃんの環境を考える会」は、平成 16 年度、17 年度で計 45 回の会議を開催した。また、5 つの「環境を見直すはじめの一歩」を設定し、これによって倶知安町の環境特性を身近な関心事として取り上げ、住民と行政が協働で取り組むきっかけとなった。
策定の際に苦労した点	今まで、環境に関する現況把握の整理したものがなかったため、資料収集及び現地調査に時間を要した。

内容と推進体制	
特徴	GIS を使った衛星画像、絵や制度の高い地図がふんだんに使われ、ビジュアル的にも楽しいものに出来上がっている。付属の CD には、環境基本計画の PDF 版、そして画面上で倶知安を自由に飛び回ることができる「遊びもの」がついている。また、策定に至るまで、プロジェクトごとに住民が実際に関わった動きが反映されている。
成果	この基本計画策定のために整備した網羅的な基盤情報が、他の計画検討や情報共有ツールとして役に立っている。また、同じ目標を持った人たちの間で、ネットワークを広げることができた。
課題	環境基本計画の推進主体が行政中心でなく、地域住民・事業者・行政の三者が協働で、地域の環境課題を自らの参加し、持続的に再生し、改善や管理を行う組織を立ち上げる必要がある。（グランドワークの活動を目指す。）
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	住民、事業者、行政といった実践主体自身が、PDCA による進行管理を行う。また、計画→活動→白書といったサイクルの中で、「環境保全行動指針」の実践主体ごとの実施達成度の記録を軸に、内部評価と外部評価を関連させて「環境白書」の中で報告。5 年ごとに中長期に向けた見直しを行う。
取材先（ご担当）	倶知安町役場 環境対策課 環境係長 西江 栄二氏 株式会社泉郷 営業グループ 國枝 弘二氏 （住民として参加） 倶知安風土館 学芸員 岡崎 克則氏 （住民として参加）
取材日時	平成 18 年 5 月 25 日 11:30～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	黒松内町
市町村の位置	 北海道の南西部にあり、札幌市と函館市の中間点、寿都湾と内浦湾を結ぶ地狭帯に位置している。渡島管内長万部町、胆振管内豊浦町、後志管内蘭越町、寿都町、島牧村の 3 支庁 5 町村に隣接している。
市町村の人口	3,379 人（平成 18 年 10 月 31 日現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	ブナ里　黒松内町環境基本計画
策定年月日	平成 9 年 3 月　（策定期間：平成 7 年 7 月～平成 9 年 3 月）
対象期間	特記なし
次回改定予定	予定なし
策定に要した経費	総額　：　5,531 千円 他の機関からの資金的支援の有無　：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称　：
策定の主要な動機	急激な交流人口の増加、化学肥料や農薬に依存した農業、地域振興や医療福祉の充実のため集積してきた施設の増加などが、資源やエネルギーを大量に消費し、環境にさまざまな影響や負荷を与えている。様々な環境問題を解決するために、賢明な選択をした先人の知恵を継承しつつ、町づくりで培った知恵を活かしながら、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な社会作りや、環境保全のための主体的取り組みを積極的に進めていくことを目的として策定した。
根拠条例について	条例の有無　：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称：　黒松内町環境基本条例 制定時期　：　平成 11 年 3 月
策定の庁内体制	当時は環境を専門に担当している部署がなかったため、企画調整課で 1 名が担当して策定した（現在、環境担当は住民課に移動）。また、町役場内で関連部署の担当者で構成される環境基本計画検討委員会を設置し、調整を取りながら策定を進めた。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無　：（ 有 ・ 無 ） 内容　：　環境基本計画立案のための資料収集・分析、町民モニター会議・アドバイザー会議の開催運営等、環境基本計画の立案・検討・編集・印刷製本。
公表形態	計画全体の印刷物の有無　：　（ 有 ・ 無 ） 概要版の有無　：　（ 有 ・ 無 ） その他印刷物　：　なし 配布の有無　：　（ 有 ・ 無 ）（在庫わずかのため） Web 公開の有無　：　（ 有 ・ 無 ） URL：　なし
策定への住民参加の仕組み	農業者、建設関係者、環境保全に取り組んでいる個人・団体など様々な活動をされている方々から選出した町民モニター（10 名）が計 5 回にわたる会議に参加。また、第 2 次総合計画策定時の町民アンケート、北海道環境アドバイザーの意見を参考とした。
策定の際に苦労した点	本当のまちづくりのバイブルになるように何を盛り込んで全体の構成を考えるのに苦労した。また、公害防止のための法律は、生態系の維持保全とはかけ離れたものであり、特区で認められない限り、環境負荷は増加傾向にある。この辺の問題を、計画に盛り込み、改善の実効性を高めていくかは悩んだ。

内容と推進体制	
特徴	まちづくりの基本方向の一つであり、「自然にやさしく・人にやすらぎの田舎－ブナ北限の里づくり」を合い言葉とした、自然にやさしい環境づくりを目指すため、①自然と人の共生、②循環を基調とする地域社会を目指す、③参加・交流・実践を支える仕組みづくり、を基本方針としている。
成果	・　環境基本計画を基に、平成 12 年に町関係機関が「ISO14001」の認証取得、平成 14 年に「黒松内町ごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」の制定、平成 2 年から朱太川水系の水質検査の継続が成果として挙げられる。 ・　まちづくりにおける環境面の基本的な理念を表すバイブル的なものとなっており、これを読み直すことによって施策を計画の基本方針に沿って進められる。
課題	多様な生物との共生、省エネルギー、資源再利用が行き届いた快適な生活環境、生態系の多様性に配慮した計画的持続的な土地利用、自然景観の保全、農を中心とした自然に調和し持続性のある産業の育成、自然と共生した生活・文化の創造など、黒松内町として環境の保全と創造のために取組まなければならない課題は多岐にわたっている。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	・　総合的に施策を推進するため役場内に調整会議を設置し、さらに、町・事業者・町民を構成員とする計画の総合的推進を行う委員会を設置。 ・　環境関連施策について年次スケジュールを立てて進行を管理し、毎年進行状況を評価し、年次報告の形式で公表する予定であったが、実際には計画はバイブル的な存在となっており、通年の推進状況を表す動きにはなっていない。
取材先（ご担当）	黒松内町　企画調整課　主幹　小畠　博幸氏
取材日時	平成 18 年 11 月 22 日　13:30～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	札幌市
市町村の位置	 石狩平野の南西部に位置し、石狩川の支流と四平河の扇状地を中心に広がっている。道庁所在地であり、石狩支庁所在地。日本で最も北に位置する政令指定都市で、北海道の政治・経済の中心である。
市町村の人口	1,886,474 人（平成 18 年 5 月 1 日現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	世界に誇れる環境の街「環境文化都市さっぽろ」を実現するための計画　札幌市環境基本計画
策定年月日	平成 10 年 7 月策定　平成 17 年 3 月改定
対象期間	1998 年度～2017 年度
次回改定予定	改定からおおむね 5 年の平成 20 年度頃
策定（改定）に要した経費	総額　：　2,100 万円 他の機関からの資金的支援の有無　：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称　：
策定（改定）の主要な動機	平成7年に制定した「札幌市環境基本条例」に基づいて策定。その後も拡大する問題に対処するため、また、環境問題を取り巻く状況や対応が大きく変化しているため、新たな施策展開が必要とされて改定に至った。
根拠条例について	条例の有無　：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称：　札幌市環境基本条例 制定時期　：　平成　7年　12 月
策定の庁内体制	環境保全に関する施策に係る関係部局間を横断的につなぐ組織として「札幌市環境保全会議」を設置し、環境施策に関する重要事項を検討した。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無　：（ 有 ・ 無 ） 内容　：　改定に係る各種調査、審議会運営補助、各種資料作成及び計画書・概要版作成等
公表形態	計画全体の印刷物の有無　：　（ 有 ・ 無 ） 概要版の有無　：　（ 有 ・ 無 ） その他印刷物　：　なし 配布の有無　：　（ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無　：　（ 有 ・ 無 ） URL　：　http://www.city.sapporo.jp/kankyo/keikaku/newkeikaku/newindex.html
策定への住民参加の仕組み	基本的に、パブリックコメント形式やシンポジウム（説明会）などの手続きの中で意見を伺った。 平成 17 年 3 月の改定に関して： 平成 14 年度　市民、活動団体、企業を対象に環境意識調査実施 平成 15 年度　市内小学生、中学生を対象に環境意識調査実施 審議会による随時意見募集 平成 16 年度　市民、活動団体、高校生、事業者　意見交換会開催 計画改定案に対する説明会・意見・提案の募集
策定の際に苦労した点	庁内調整や市民意見への対応

内容と推進体制	
特徴	「世界に誇れる環境の街　環境文化都市さっぽろ」を目指すべき姿として、循環型都市、共生型都市、参加・協働型都市の3つの目標を設定している。それぞれの達成ために、15の重点施策を整理している。重点施策は、①地球環境保全、②環境保全・創造のための都市づくり、③環境保全・創造活動の推進に大別できる。重点施策では多くの数値目標や環境指標が設定されているのが特徴であり、大気、水質等の環境基準の遵守に加え、CO_2排出量10%削減といった地球温暖化に関する数値目標や、環境マネジメントシステム導入事業所数や、省エネ、省資源行動を実践している市民登録者数などの、市民や企業の取り組み状況に関する数値目標も設定されている。また、計画全体のより一層の推進を図るため、優先的な課題に対応し概ね5年間を期間とする戦略的施策プログラムを策定している。テーマは①「自動車に頼らない街にする！」②「エネルギーを大切に使う社会を先導する！」③「環境教育・学習に街全体で取り組む！」である。
成果	・　環境基準の遵守 ・　省資源行動を実践している市民登録者数について目標の達成 ・　自然エネルギーの利用促進　等
課題	数値目標の立てにくい施策などの評価手法の検討 環境基本計画の周知とその実施状況の把握
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	・環境審議会及び札幌市環境基本計画推進のための円卓会議（通称「さっぽろ環境円卓会議」）による基本計画の推進状況の点検及び評価並びに推進方策の検討及び協議を行っている。また市民及び事業者からなり、環境保全に関する自分たちの取組や市の施策について協議する「札幌市環境保全協議会」の議論を円卓会議にも反映している。
取材先（ご担当）	札幌市　環境局　環境事業部　計画課　梅津　忠広氏
取材日時	平成 18 年 6 月 6 日　13:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	白老町
市町村の位置	 北海道の南西部、胆振支庁管内のほぼ中央に位置し、東は苫小牧、西は登別、北は伊達市・千歳市と隣接している。 海岸沿いに市街地も形成され、海岸から離れたところは原生林になっている。
市町村の人口	20,945 人（平成 18 年 11 月時点）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	白老町環境基本計画
策定年月日	（平成 10 年 10 月【第 1 期】） 平成 18 年 1 月【第 2 期】
対象期間	「第 4 次白老町総合計画」と連動して推進するため、平成 17 年度から平成 23 年度まで
次回改定予定	平成 23 年度
策定に要した経費	総額 ： 印刷費のみ 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：
策定の主要な動機	平成 10 年の計画策定時に増して、廃棄物の問題、自然環境の保全、地域からの地球環境問題への貢献等が求められたため。 第 1 期の計画期間が終了＋上記事由により。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 白老町環境基本条例 制定時期 ： 平成 16 年 9 月
策定の庁内体制	環境基本条例の制定、及び環境基本計画の策定のために、庁内関係課職員で構成される環境施策検討会議が設立された。ここで、施策の推進方策の検討や、計画の進捗状況の評価もされている。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ：
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： なし
策定への住民参加の仕組み	環境に関する活動をしている町民や事業者などで構成される白老町環境審議会は、問題となっている現場への現地調査も含め 17 回の審議会を開催した。 また、小中学生への環境についてのアンケート調査を行い、その結果を参考に計画が策定された。
策定の際に苦労した点	予算がなかったことは気にならなかったが、時間が十分になかった。

内容と推進体制	
特徴	案の段階から、環境審議会と一緒に議論をしながら策定のために動いてきた。予算がなかったために、コンサルタント委託には頼らず、自前で出来るものを作った。総合計画とリンクさせ、総合計画の進行管理をすることで、環境基本計画も管理できるようにした。
成果	現地調査を審議会と行うことで、現場感覚を持って提案や意見をすることが出来た。また、策定までの経緯で、行政側が、審議会ごとに問題点を整理し、法的に解決する術を提示したために、行政担当者と審議会との意思疎通がうまく行っていた。
課題	若い人は関心がない。環境基本計画で挙げた内容を、どう町民に浸透させていけるかは、まだこれから考えていかなければならない。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	環境施策検討会議において、1 年間の計画の達成・実施状況を確認し、課題の点検を行う。その結果を白老町環境審議会において点検・確認し計画の進捗状況の管理をしている。計画の達成状況、実施状況と合わせて町が行う調査結果や新たな環境課題などについては、環境白書としてまとめてホームページなどで公開している。また、その中で環境基準をオーバーしているものは、網掛けにして公開し、住民の目に留まる工夫をしている。
取材先（ご担当）	白老町役場　生活環境課　課長　須貝　貢氏 白老町役場　生活環境課　主査　小林　繁樹氏 白老町商工会　事務局長　星　貢氏
取材日時	平成 18 年 7 月 18 日　14:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	鷹栖町
市町村の位置	 北海道のほぼ中央、上川支庁管内の中心部に位置し、和寒町、北海道第二の都市旭川市に隣接しています。周りを小高い山に囲まれ、全体的には盆地状をなし、中心部を石狩川に注ぐオサラッペ川が北から南へ貫流しています。
市町村の人口	7,492 人 （平成 18 年 3 月末現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	みんなでつくる環　あったかす　環境基本計画
策定年月日	平成 17 年 3 月
対象期間	平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間
次回改定予定	前期 5 年が終わる平成 21 年度に中間見直しの予定
策定に要した経費	総額 ： 981 千円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：
策定の主要な動機	平成 13 年に制定された「鷹栖町環境基本条例」に基づいた施策を具体的に推進していくため。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 制定途中 ） 名称： 鷹栖町環境基本条例 制定時期 ： 平成 13 年 12 月
策定の庁内体制	担当　町民課環境衛生係ー関係部局
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ：
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： 広報誌で環境基本計画の概要を掲載 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： なし
策定への住民参加の仕組み	地区推薦 5 人、団体推薦 4 人、公募 3 人の計 12 人で構成された環境審議会を設立し、平成 14 年 10 月 10 日環境基本計画について諮問。 平成 17 年 3 月 22 日答申するまでの 3ヵ年で審議会を 12 回開催し、意見を集約。 地区ごとに意見交換会（5 地区）を開催し、意見を集約。
策定の際に苦労した点	現在の良好で快適な日常生活や事業活動が資源やエネルギーの大量消費によるもので、このことが環境に負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が顕在化している状況を的確に把握すること。そして、今までの考え方を転換し環境を保全し、良好な環境を次世代に引き継ぐ為にどう施策を展開していくかということを審議会委員とともに共通認識を持つこと。

内容と推進体制	
特徴	環境基本条例で定めた方針に基づき、4 つの環境分野の基本目標を設定し、町、町民、事業者の三者の協働により 1 人 1 人が環境に対する意識を持ち、自然環境の保全、維持を図る計画としている。 ＊三者の各主体別の環境配慮行動指針を設定 1 循環（生活環境） 資源を循環的に有効活用し、地球にやさしいまち 2 共生（自然環境） 豊かな自然を未来に引き継ぐまち 3 安心（快適環境） みんなが健康で安心して暮らせるまち 4 協働（学習・人づくり環境） みんなの参加と協働により環境づくりに取り組むまち
成果	環境を意識した省エネ型の取り組みが芽生えてきている。 1 生活水準のバロメータである水道使用量は、今まで増え続けてきたが今は、微減傾向に変わってきた。 2 衛生適合協会が環境衛生連合協会と名称変更し、ごみの減量化、リサイクルの推進、不法投棄防止など環境を意識した活動を展開し始めている。
課題	環境基本計画の住民、事業者への周知が不十分で、町、町民、事業者の三者の協働、連携が十分計られていない。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	庁内での推進には、環境関連部局を主体として、環境の保全及び創造に関する施策の策定に努める。 鷹栖町環境審議会では、計画見直しや環境の保全及び創造に関する基本的な事項の変更及び推進にあたり、必要な意見を求め、その反映に努める。 計画推進にあたって、環境に関する情報の公開を前提とし、さらに計画における施策の進捗状況は、広報などを通じて公表する。
取材先（ご担当）	鷹栖町　町民課　環境衛生係　石崎氏
取材日時	FAXにて対応

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	伊達市
市町村の位置	 北海道の中央南西部に位置し、飛び地の間に壮瞥町を挟み、東は登別市、白老町、千歳市、西は喜茂別町、留寿都村、洞爺湖町、南は室蘭市、北は札幌市に隣接している。 面積は、伊達地区が 170.3k ㎡、大滝地区が 274.0k ㎡で合計 444.3k ㎡である。
市町村の人口	37,597 人（平成 18 年 12 月現在）
特記事項（合併状況等）	平成 18 年 3 月 1 日、大滝村を伊達市に編入合併した。

策定プロセス	
タイトル	伊達市環境基本計画
策定年月日	平成 11 年 4 月
対象期間	平成 11 年度から平成 22 年度まで
次回改定予定	平成 23 年 （ただし必要に応じて見直し）
策定に要した経費	総額 ：23,700 千円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：環境基本計画推進事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	人間の活動に起因する自然環境の劣化が顕著となり、環境問題が日常生活に密接に関係し、被害を受けるのも規制を受けるのも市民であるという状況の中、平成５年成立の環境基本法、翌６年の環境基本計画の策定を受け、市独自の条例制定と基本計画策定に対する市民の機運が盛り上がった。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 伊達市環境基本条例 制定時期 ： 平成 10年 12月
策定の庁内体制	策定推進本部 ① 策定推進委員会（部・課長） ② 検討会議（係長）
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 文献調査・ヒアリング調査、事前フィールド調査、住民意識調査と環境指標の開発、客観データによる生物指標の改善・自然観察による生物指標の開発、環境資源評価システムの作成、環境ウォッチングによる環境カルテ・環境家計簿の作成、環境資源評価システムの作成
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ：
策定への住民参加の仕組み	環境市民会議 全委員を公募により選出することとした。公募で 20 名、地域均衡を図るため 3 名の委員を追加して 23 名体制となった。 基本方針、素案作成から市民と協働で実施することとした。
策定の際に苦労した点	初期の段階において住民から、行政への不信不満が噴出し、そのような状態から共通理解・共通認識を形成していった点 条例、計画策定に際して、関係者間のルールづくり

内容と推進体制	
特徴	協働社会の実現を目指す 地理情報システムを活用し、豊富なデータを掲載し視覚的に分かりやすく表現している。また、市域を7つの地区に分割し、それぞれの特性を自然環境、生活環境、住民意識の 3 点から分析した上で、環境配慮指針を明示している。
成果	行政・企業・市民の行動指針として活用している。 伊達市の現況や地区毎の課題が整理され、環境保護保全意識の啓発につながった。
課題	総合計画との連動や各種計画への反映。 個人・企業・団体におけるより具体的な行動指針の明示。 飛び地合併であるため気候や地域環境に隔たりがある→共通意識の醸成など。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	報告：環境白書で各事業の報告を行っている。
取材先（ご担当）	伊達市経済環境部環境衛生課　環境衛生係長　仁木　行彦氏
取材日時	平成 19 年 1 月 25 日 10:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	千歳市
市町村の位置	 北海道の中南部、石狩平野の南端に位置しており、札幌市・苫小牧市・恵庭市など3市5町1村に隣接。 市域は東西に長く西高東低の地形であり、東西は 57.20km、南北は 30.40km、総面積は 594.95km^2 の広がりを持っている。
市町村の人口	92,448 人（平成 18 年 12 月 1 日現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	千歳市環境基本計画
策定年月日	平成 13 年 3 月 （策定期間 ： 平成 10 年度～平成 12 年度）
対象期間	平成 13 年度から平成 22 年度
次回改定予定	平成 22 年度を改定目標年度と設定
策定に要した経費	総額 ： 28,498 千円 （うち補助金 13,430 千円） 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金
策定の主要な動機	平成 10 年に制定された千歳市環境基本条例の中で、計画の策定が位置づけられたため。また、千歳市新長期総合計画の施策を環境面から総合的・計画的に推進するために策定された。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 千歳市環境基本条例 制定時期 ： 平成 10 年 6月
策定の庁内体制	担当係 2 名×3 ヵ年（延 6 名）が担当して策定。 千歳市環境基本計画調整会議（次長職）及び千歳市環境基本計画調整担当者会議（課長職）を設置。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 市民等アンケート調査（調査項目、調査方法、統計的評価）、計画書の作成、GISを利用した地図作成
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： 千歳市環境基本条例のあらまし

	配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.city.chitose.hokkaido.jp/kankyou/kihonkeikaku/index.html
策定への住民参加の仕組み	千歳市環境基本計画検討市民会議 計 20 回開催 現地視察見学会 計 3 回開催 市民・事業者アンケート調査 千歳市環境審議会 計3回開催
策定の際に苦労した点	専門語を避け、一般の市民がわかりやすいものにすること。調整会議を含む庁内関係部局、市民会議、審議会、市議会の相互調整。また、長期総合計画の策定と同時期であったことから、当該計画との整合調整を行うことが必要であった。

内容と推進体制	
特徴	環境保全施策を実現するために、市民・事業者・市それぞれの、また、地域特性に基づいた地域別の環境配慮指針を設定していること。
成果	従前から環境に関わる各分野における取り組みが進められてきていたが、これらの環境の保全や創造に係るさまざまな取り組みを、住民参加で生まれた「望ましい環境像」という統一したビジョンのもとに関連性をもって進めることができるようになったこと。
課題	基本計画に対する実行計画・アクションプランが策定されていないため、どこまで、誰が何をするかが明確になっておらず、現状分析や進行管理が必ずしも十分に行われているとはいえない。実効のあがる進行管理手法を模索する必要がある。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	計画に基づく各種施策の実施状況などは、環境審議会に報告して意見を求めるとともに、「千歳市環境白書」や「こども環境白書」などを通して、市民・事業者に公表している。
取材先（ご担当）	千歳市 市民環境部 環境課 環境計画係 係長 大脇 真氏 千歳市 市民環境部 環境課 環境計画係 主事 石田 春美氏
取材日時	平成 18 年 6 月 22 日 16:00～

資料2　調査結果

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	苫小牧市
市町村の位置	 北海道の南西に位置し、厚真町・安平町・白老町・千歳市に隣接している。市の北西には樽前山があり、その山麗は支笏洞爺国立公園を構成している。北海道を代表する工業都市・港湾都市であるが、郊外には豊かな自然も残っており、湿地帯が東側に位置している。
市町村の人口	173,645 人（平成 18 年 11 月末現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	苫小牧市環境基本計画　～循環型環境都市をめざして～
策定年月日	平成 15 年 3 月
対象期間	平成 15 年度から 24 年度までの 10 年間
次回改定予定	策定から 5 年後の平成 19 年に見直しを検討中
策定に要した経費	総額 ： 約 1,400 万 （委託費用） 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	先に制定された基本条例に基づき、将来に向けて環境に対する施策を総合的、計画的に推進し、さらにより良い環境を次世代に引き継ぐ循環型環境都市を形成していくため。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 制定途中 ） 名称： 苫小牧市環境基本条例 制定時期 ： 平成 11年 7月
策定の庁内体制	計画担当の専任 2 名。 市役所の関係部署で構成される「まちづくり推進会議」により、他の計画との整合を図りつつ策定。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： アンケートの実施、計画の文章作成
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ）
	その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL： http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kankyo-hozen/soumu/kihonkeikaku/keikaku.htm
策定への住民参加の仕組み	30人からなる「環境を考える市民の会」を設立し、2年半をかけ素案を一から37回の会議（部会は140回）を経て策定に至った。 市民、事業者、また、小中学生の環境意識の現状を把握するためのアンケート調査を実施した。
策定の際に苦労した点	市民会議で素案を1から作る過程で出てくる、さまざまな意見の取りまとめ。 策定に至るまでの段階での、庁内間の調整。

内容と推進体制	
特徴	市民参加を重視し、公募で集まった市民と市が協働で、白紙の状態から策定した。
成果	ISO14001 に組み込んだのは良かった。単に計画が出来ただけではなく、進捗の度合いが見える。
課題	計画を策定したという周知が難しい。また、推進をしていく上で「3 者協働」を重視したが、実際市民が企画や実施に関われる程度には限界があり、主体的に活動してもらうことの難しさを感じている。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	ISO14001 のシステムの中で管理している。また、市役所の関係部署で構成する「まちづくり推進会議」と、市民・事業者・行政で構成される「推進会議」の2つの組織で主に計画を推進している。前者は庁内の連携強化を目的とし、後者は、市民・事業者・行政の協働を目指している。 計画の進捗状況については、毎年「苫小牧市環境白書」の中で公開している。
取材先（ご担当）	苫小牧市　環境衛生部　環境保全課　副主幹　斎藤　正志氏 苫小牧市　環境衛生部　環境保全課　総務・環境計画担当　主査　丸茂　均氏
取材日時	平成 18 年 7 月 11 日（火） 10:30～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	ニセコ町
市町村の位置	 後志管内のほぼ中央に位置し、東に国立公園羊蹄山、北に国定公園ニセコアンヌプリの山岳に囲まれている。町の中央には尻別川（2004 年清流日本一）が流れる。内陸的気候を呈し、平均気温は 6.3℃で、冬期の最深積雪は、200cm にも達することがある。
市町村の人口	4,701 人（平成 19 年 1 月末日現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	水環境のまちニセコ－ニセコ町環境基本計画
策定年月日	2002 年 3 月
対象期間	平成 14 年度から平成 23 年までの 10 年間
次回改定予定	5 ヵ年を経過した平成 18 年度に中間的な見直しを予定していたが、評価の手法も含めて、平成 19 年度において検証する予定。
策定に要した経費	総額 ： 18,058 千円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金（環境所管省国庫補助） 事業費 7,558 千円（補助基本額の 1/2 3,250 千円） 地域環境総合計画策定事業費補助金（環境省所管国庫補助） 事業費 10,500 千円（補助基本額の 1/2 5,250 千円）
策定の主要な動機	自然環境の恵みを受けて農業や観光を中心として地域文化を育んできた私たちの町が、将来にわたって持続的な発展を遂げるために、すべての源である自然環境を守り育てる。中でもとりわけ河川や地下水などの水循環に支えられてきたことを重視し、水循環（水環境）の保全を中心にして、自然生態系や地域生活文化を守り育てることを主な目的としている。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： ニセコ町環境基本条例 制定時期 ： 平成 15 年 12 月公布、 平成 16 年 4 月施行
策定の庁内体制	町職員 2、3 人を中心に。庁内検討会議
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： ニセコ町環境基本計画策定委託業務（枠組み作り、調査、アンケート、全体のマネジメント）●平成 12 年度 5,540 千円 ●平成 13 年度 6,880 千円
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） ＊500 冊印刷 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） ＊2,500 冊印刷 その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.town.niseko.hokkaido.jp/kankyo/keikaku/keikaku_index.html
策定への住民参加の仕組み	審議会への町民団体の参加 丸山環境保全事務所丸山氏講演会、専門家のアドバイス アウトドアに長けている人材が多く、人資源がある、ネットワークがある
策定の際に苦労した点	人資源の発掘 全体の調整

内容と推進体制	
特徴	本計画は、「水環境のまちニセコ」をテーマに挙げ、「水環境」と「物質循環」の保全を基盤として、自然生態系やそこに営まれている地域生活文化を守り育てることを全体の目標としている。
成果	策定時からの経過を踏まえて、総合的な検証を要すると考えている。
課題	（環境マネジメントの仕組みづくり）現在は、評価作業部会として何名かの町民の方等（環境を考える会などのメンバー）にボランティア的に参加してもらっているが、環境基本計画に基づいた計画管理の仕組みを再検討する必要がある。計画で記されている「環境マスター」などの人材を集約し、より多くの計画の実施や評価に参加できるような体制づくりが重要だと考えるが、難しい課題になっている。 （現況調査の推進）環境実態の現況調査が引き続き重要。調査・研究の項目が多くあるが最近は実施できていないのが現状。実施する場合は、町の内外に声をかけて、より多くの人に関わってもらう取り組みが必要と考えている。 （環境教育）「総合的な学習」などによる児童・生徒への野外体験学習の継続的実施＊平成 16 年度に、小学生を対象とした水生昆虫の観察会を実施した。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	具体的な作業としては、計画目標一覧の各計画の進行状況について、各課に調査依頼をし、取りまとめを行う。その結果を基に、評価作業部会等で議論を重ねてまとめ上げ、環境審議会で審議していただき町として講評することとなっている。公表の形式については、平成 16 年度から環境白書（前年度の環境の実態及び環境保全に関する取り組みの実施状況報告）を年度内を目標に作成している。その他、ニセコ町ホームページに「ニセコの環境」を開設し、「環境基本条例及び計画」、「エネルギー対策」、「一般廃棄物の処理計画」を掲載し、環境施策に冠する PR をしている。
取材先（ご担当）	ニセコ町役場　町民生活課環境係　係長　佐藤　寛樹氏
取材日時	平成 19 年 2 月 23 日（金） 10:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	登別市
市町村の位置	 北海道の中央南西部、太平洋岸に位置する。市の北東部に観光地としての温泉を擁し、南西部は室蘭市に続く工業地帯の一部となっている。内陸は台地と丘陵、さらに奥が山地になっている東部から北部にかけては 600～1,000 メートル級の山々が連なっている。
市町村の人口	53,769 人（平成 18 年 12 月末時点）
特記事項（合併状況等）	特になし

策定プロセス	
タイトル	登別市環境基本計画
策定年月日	平成 14 年 4 月
対象期間	第1期の中期計画期間は、平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 年間
次回改定予定	平成 23 年度
策定に要した経費	総額 ： 0円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：
策定の主要な動機	多種多様な環境問題を解決するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済構造や個人の生活様式を見直す必要がある。本市では、この認識の下、自然と共生した良好な環境の保全と快適な環境の維持・創造についての基本理念や社会の各主体の責務を明らかにするとともに、環境保全施策の基本となる事項を登別市環境基本条例として掲げた。条例に掲げた基本理念や施策の基本方針にのっとり、環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に推進するため本計画を策定した。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 登別市環境基本条例 制定時期 ： 平成 12 年 3 月
策定の庁内体制	庁内関係部局の相互連携と施策の調整を図るため、「登別市環境保全政策推進会議」が設置された。また、同推進会議に環境政策検討部会などの部会を設置し、専門的事項について協議・調整等を行った。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ：
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ）（在庫が無くなったため現在は HP 掲載のみ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp/
策定への住民参加の仕組み	市民公募による「環境基本計画検討委員会」を設置するほか、12 市民団体に意見を照会した。また、登別市ホームページに掲載し、意見の公募を行った。 市に関連する施策については、庁内部局で構成される「登別市環境保全政策推進会議」で取りまとめ、学識経験者、市民、事業者、民間団体等から構成される「登別市環境保全審議会」へ諮問した。
策定の際に苦労した点	計画策定時の平成 12 年～13 年頃は、行政がパブリックコメントや市民参加に乗り出して行くことが求められ始めた時代だったので、行政主導の進め方から市民参加の形へと変えていくのに苦労をした。

内容と推進体制	
特徴	観光を主幹産業としている当市の条例は、地域の生活者のみならず、旅行者にも適応することを明確にした。計画には、4 つの長期的目標とその達成のための 8 つの基本的施策、34 の主要施策がまとめられている。計画の長期的目標は、登別市総合計画の構想と同様に 21 世紀半ばを想定して設定されているが、その第 1 期の中間計画期間を 10 年間としている。
成果	庁内では、登別市温暖化対策推進実行計画、登別市環境配慮指針およびグリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針を「登別市環境管理システム」と命名し、環境に配慮した事務・事業を積極的に推進している。 また、市民公募、事業者、民間団体及び行政による「登別市環境保全市民会議」において、環境保全施策の進行管理を行うことにより、出身団体の母体における積極的な環境活動の推進につながっている。
課題	さまざまなバックグラウンドを持つ方々に意見を頂きたい反面、なかなか議論が噛み合わない現状もある。3 ヶ月ごとに開催される市民会議は、各団体の活動報告がメインになっており、計画の推進が団体の環境活動に依存してしまう。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	推進体制としては、庁内に「登別市環境保全政策推進会議」を設置し、各部連携のもと環境施策を推進している。また、庁外には、「登別市環境保全市民会議」を設置し、さらにその下部に3部会（地球温暖化防止対策部会、循環型社会構築部会、自然環境保全部会）を設け、月に一度部会を開催し、課題に取り組む方策について協議をしている。計画の進行管理に関しては、事務事業評価調書および政策評価調書により把握し、結果を平成 17 年から出版している「環境白書　登別市の環境」にて公表している。
取材先（ご担当）	登別市市民生活部 環境対策室 環境対策グループ 主査 伊東 肇 氏
取材日時	平成 19 年 1 月 25 日（木） 15:20～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	函館市
市町村の位置	 函館市は渡島半島の南東部に位置し、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、西は北斗市・七飯町・鹿部町と隣接している。 道南地方の行政・経済・文化の中心として発展した。
市町村の人口	293,121 人（平成 19 年 1 月末）
特記事項（合併状況等）	2004 年 12 月 1 日に、函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の 5 市町村が合併し、新「函館市」が発足した。

策定プロセス	
タイトル	函館市環境基本計画
策定年月日	平成 12 年 3 月 （平成 9 年 8 月～平成 12 年 3 月）
対象期間	平成 12 年 3 月～平成 21 年
次回改定予定	平成 21 年を目標年次とする
策定に要した経費	総額 ：約 3,000 万円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：環境基本計画推進事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	函館市環境基本条例第 3 条の基本理念の着実な実現に向け、環境に関する広範な施策を市民・事業者とともに総合的・計画的に推進することを目的として策定。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 函館市環境基本条例 制定時期 ： 平成 11 年 9 月
策定の庁内体制	市の環境行政の諸課題について協議・検討するために設置した 17 部局により構成する市役所の内部機関「地球にやさしいまちづくり協議会」において、各種施策の環境保全に関する調整を図った。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 計画文書作成サポート、環境データ整理、住民意見の取りまとめのサポート
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版のみ公開 URL：http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/kankyoh/hozen/sesaku/01kihon/keikaku.html
策定への住民参加の仕組み	計画策定に際して、函館市の環境に関する市民アンケート調査、小中高生環境意識調査、団体アンケート調査、環境保全に関する事業所アンケート調査を実施。 地球にやさしいまちづくり市民会議を設置し、平成 10 年～11 年の 2 年間で 16 回の会議を開催。ワークショップ形式や講演会で、函館市の環境の現状や課題を抽出。環審議会での審議。
策定の際に苦労した点	市民や企業等からの意見の収集と整理

内容と推進体制	
特徴	目指すべき姿として、「みんなで築く “水と緑とひかりのまち”はこだて」を掲げ、5つの基本目標を設定。五つの基本目標は、①安心して暮らせるまち、②豊かな自然と共生するまち、③うるおいと安らぎを感じるまち、④地球にやさしく資源を大切にするまち、⑤こころと参加でつくるまちとなっており、環境モニター制度による、満足度を定量目標として設定しており、満足度に関する目標とともに、具体的な事業目標が設定されている。事業目標においても定量目標が多く設定されている。
成果	客観的項目である環境基準については、音や振動以外で，測定結果は環境基準を満たす。一方で、定期アンケートの回答から得られた主観的項目については，環境基本計画での環境目標値（目標年度：平成 21 年度）と比較すると，「分別収集への取り組みに心がけている人の割合」が目標に近づいているものの，その他の項目については目標を達成していない状況。但し、それぞれの項目のポイント上昇傾向にある。
課題	5 市町村の合併で、新しく「函館市」になったが、旧函館市以外の町村においては環境基本計画が策定されていない。また、環境セクションを独立してもつ町村もなく、環境基本計画の整理や今後の進行管理が課題となる。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	平成 10 年度に実施した「環境に関する市民意識調査」の結果を基準とし、環境モニター制度による定期アンケート調査を実施し、目標達成度を総合的に判定している。毎年発行する「環境白書」の中で事業をリスト化し、計画の進捗状況を報告している。
取材先（ご担当）	函館市環境部環境保全課 課長　富樫 洋 氏 函館市環境部環境保全課 環境推進係長　坂野 昌治 氏
取材日時	平成 18 年 6 月 8 日（木） 13:30～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	東川町
市町村の位置	 北海道のほぼ中央に位置し、東部は山岳地帯で、大規模な森林地域を形成している。旭川市、東神楽町、美瑛町、上川町と隣接している。また、日本最大の自然公園「大雪山国立公園」の区域の一部でもあり、北海道最高峰の旭岳を有する。
市町村の人口	7,739 人（2006 年度 10 月末現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	美しい東川の風景を守り育てる基本計画
策定年月日	平成 14 年 3 月 （策定期間 ： 平成 11 年 9 月～14 年 3 月）
対象期間	無期限
次回改定予定	改定予定はない
策定に要した経費	総額 ： 2,000 万円 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：
策定の主要な動機	近年、豊かな自然環境に期待し町外からの移住者が増えているが、一方では悪質な事業者による山林の乱開発やごみの不法投棄などが目立ちはじめ、地元住民においても、環境問題や自然景観と調和する町並みについて関心が高まっていた。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 美しい東川の風景を守り育てる条例 制定時期 ： 平成 13 年 12 月 （施行：平成 14 年 1 月 1 日）
策定の庁内体制	庁内の関係課長及び係長による「庁内連絡調整委員会（委員会及び幹事会）」を設置し、庁内調整にあたった。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 町民アンケート、町民会議の取りまとめ、地区別整備計画対象地区の選定、印刷製本
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし
	配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： なし
策定への住民参加の仕組み	アンケート、基本計画策定委員会、町民会議、こども町民会議の設置により検討をおこなった。 また、計画に対して住民の意見を取り入れるため「町民会議」を設置し、年度ごとで公募により 20～40 名程度で校正し検討にあたっている。
策定の際に苦労した点	広範囲な基本方針のまとめ。

内容と推進体制	
特徴	環境保全、開発規制、景観形成が盛り込まれた計画である。
成果	乱開発がなくなり、住民の景観形成の意識が高まった。
課題	町民、事業者の環境保全、景観形成の意識づくり。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	審議会の設置により条例に定められた事項について審議している。 指導員の設置により美しい風景づくりの指導啓発を行い、町の関係各課と連携して町民、土地所有者、事業者に対し指導していく。 条例に定められた事項を審議する「美しい風景作り審議会」、美しい風景づくりのための指導啓蒙を行い、地域住民と協力して、住みよい環境づくりと自然の保護につとめる「美しい風景づくり指導員」を設置する。
取材先（ご担当）	東川町役場　企画総務課政策室　企画振興係　係長　中山善敬氏
取材日時	電話・メールにて対応

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	富良野市
市町村の位置	 北海道のほぼ中央に位置している富良野盆地の中心都市であり、東南は南富良野町、西は夕張山地を挟んで芦別市、北は中富良野町、上富良野町と接している。 東部、西部にそれぞれ山並みが連なり、市域の約 7 割が森林で覆われている。
市町村の人口	25,141 人（平成 19 年 2 月末）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	富良野市環境基本計画
策定年月日	平成 13 年 3 月
対象期間	平成 13 年度～22 年度の 10 年間
次回改定予定	平成 22 年度を目標年度とするが、必要に応じて見直しを行う。
策定に要した経費	総額 ： 2298 万 6 千円（平成 11 年度事業費＋平成 12 年度事業費） 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業補助金（補助率 1/2）
策定の主要な動機	富良野市の環境の現状と課題を見つめ直し、何をすべきかを考え、市民や事業者、行政がそれぞれ自分の取り組むべき役割を認識し、環境に与える負荷の少ない日常生活や事業活動を目指して行動することが必要とされたから。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 富良野市環境基本条例 制定時期 ： 平成 13 年 3 月
策定の庁内体制	市庁内に、全庁的な政策決定機関で各行政部門の代表で構成される組織である「環境基本計画庁内推進委員会」を設置し、市が実施する様々な環境関連施策の調整を図っていた。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 自然情報のデータ整備、アンケート調査の実施、文章作成など
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ）
	Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.city.furano.hokkaido.jp/contents/ePage.asp?CONTENTNO=822
策定への住民参加の仕組み	環境に対する認識を把握することを目的として、平成 11 年度に市民、事業者及び小中学生を対象にアンケート調査を実施し、その結果を計画内容に反映した。また、市民、事業者、学識経験者などで構成される「富良野市環境審議会」では、計画の具体的な内容を検討した。
策定の際に苦労した点	環境基本条例にどれだけの効力を持たせるかべきか、また、計画を策定した後どのようにして進めていくか、など、検討すべき課題が多かった。

内容と推進体制	
特徴	富良野市総合計画や他の環境関連計画との整合を図りつつ、環境行政の基本的方向性を明らかにしている。また、「富良野市環境保全行動計画」を策定し、市民や事業者、行政がそれぞれの日常生活や事業活動において、具体的な環境保全活動へと結びつけるように主体別に環境保全への取り組みを明らかにした。
成果	「ふらの市民環境会議」が進める普及・啓発の活動によって、環境展や植樹ツアーが開催され、環境への取り組みが市民の目に触れる機会が増えた。それによって、地域の市民の意識が向上したことが成果として挙げられる。
課題	環境基本計画に始まり、その具体的な行動指針を示す「富良野市環境保全行動計画」まで策定したが、その後の進行管理を行うシステムが出来ていない。 策定に至るまで内容の検討をしていた「環境審議会」は、策定と同時に役目を終えてしまい、進捗状況を把握できる機関や情報が存在していないことが現在の課題となっている。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	環境基本計画で定めた環境施策を具体的に展開していくために、「環境保全行動計画」を策定して、市民や事業者、行政がそれぞれの活動に結びつけるよう主体別に取り組みを明確にした。
取材先（ご担当）	富良野市役所　市民部環境リサイクル課　環境リサイクル係長　関根嘉津幸氏 （4 月 1 日から名称が変更：現在は富良野市環境生活課環境係にあたる）
取材日時	平成 19 年 3 月 22 日（木） 13:30～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	三笠市
市町村の位置	 北海道の中央部、空知地方の南部に位置する。西北には美唄市、北東には芦別市、東南には夕張市、南西には、岩見沢市、美唄市に接し、札幌市からは約 50km の位置にある。市域は東西 29.7km、南北 24.0km におよび、面積 302.64km2 で石狩平野の東端を占め、北、南、東の三方を山々に囲まれている。
市町村の人口	11,994 人（平成 18 年 4 月 1 日）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	ネイチャー アンド ライフ21（三笠市環境基本計画）
策定年月日	平成 15 年 3 月
対象期間	平成 14 年度から平成 23 年度まで
次回改定予定	平成 23 年
策定に要した経費	総額 :12,048 千円 他の機関からの資金的支援の有無 :（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 :地域環境総合計画策定事業費補助金（環境省） 5,000 千円
策定の主要な動機	三笠市は面積の 86%を占める森林など、豊かな自然環境に恵まれたまち。この環境を良好な状態で保ち、子どもや孫たちへ将来にわたって引き継いでいくことは私達の重要な責務である。このようなことから、平成 13 年 7 月には、「三笠市環境基本条例」を制定、この条例の理念や基本方針に基づき、環境保全に係る取り組みを総合的かつ計画的に推進するための指針として三笠市環境基本計画を策定することとなった。
根拠条例について	条例の有無 :（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称: 三笠市環境基本条例 制定時期 : 平成 13 年 6 月
策定の庁内体制	三笠市環境基本条例策定委員会
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 :（ 有 ・ 無 ） 内容 : 環境基本計画策定業務:環境測定
公表形態	計画全体の印刷物の有無 :（ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 :（ 有 ・ 無 ） その他印刷物 : 配布の有無 :（ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 :（ 有 ・ 無 ） URL : 今後検討、現在整備中 http://www.city.mikasa.hokkaido.jp
策定への住民参加の仕組み	環境基本計画の策定にあたって広く市民の意見を取り入れるため、市民 24 人が参加し、生活部会、自然部会、景観・歴史部会の三部会に分かれて、環境に関する課題を解決するための方策と取り組みを議論する、三笠市環境市民会議を設置。住民 2000 人にアンケート調査。学校に対しては、市外から通学している人の意見は別に集計。
策定の際に苦労した点	環境基本計画については三笠市の独自性を考慮し、職員の手作りを基本にして策定したが、まったく初めての経験であり、どのような構成にすべきなのかわからず、試行錯誤しながら取り組んだ点。

内容と推進体制	
特徴	三笠市における環境の現状と課題を取り上げ、目指す環境の姿を「環境像」として設定し、環境保全施策を自然、生活、景観・歴史、地球環境に区分して「環境像」の実現に向けた多様な環境保全施策を示した。また、各主体が取り組むべき環境への配慮行動を分野毎に整理した点。
成果	水質に関して：下水道の普及率アップ リサイクル：分別の徹底など
課題	計画の効果的な実施を図るためには、環境行政担当部局だけではなく、関係部局との推進体制や事業者、市民、各種団体などと密接な連携を図り、取り組んでいくことが重要となる。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	進行管理は、環境行政担当部局を主体として、施策の実施、定量的目標の設定など、進捗状況の点検、確認を行う。 本計画における施策の進捗状況などは、広報やホームページを通じて公開する。
取材先（ご担当）	三笠市環境福祉部 市民生活課 環境衛生係 内田 克広氏
取材日時	平成 18 年 9 月 6 日（水） 13:30～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	芽室町
市町村の位置	 十勝支庁のほぼ中央に位置し、帯広市西部に隣接している。帯広市、清水町、音更町、鹿追町、日高町に隣接しており、近年は帯広市のベッドダウンとして発展している。
市町村の人口	19,0141 人（平成 19 年 3 月 31 日現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	クリーンめむろ環境基本計画 クリーンめむろ大作戦パート2
策定年月日	平成 17 年 3 月
対象期間	平成 17 年度～平成 22 年度（6 年間）
次回改定予定	平成 22 年（必要に応じて見直し）
策定に要した経費	総額 : 363,804 円 他の機関からの資金的支援の有無 :（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 :
策定の主要な動機	平成 16 年に制定された「クリーンめむろ環境基本条例」の基本理念のもと、環境に関する将来像実現のための実行計画として定められた。
根拠条例について	条例の有無 :（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称: クリーンめむろ環境基本条例 制定時期 : 平成 16 年 3 月
策定の庁内体制	策定については、特に体制を設けていないが、住民生活課が中心となり、関係課と協議しながら策定。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 :（ 有 ・ 無 ） 内容 :
公表形態	計画全体の印刷物の有無 :（ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 :（ 有 ・ 無 ） その他印刷物 : なし
	配布の有無 :（ 有 ・ 無） Web 公開の有無 :（ 有 ・ 無 ） URL : http://www.memuro.net/kankyo/clean2.htm
策定への住民参加の仕組み	環境審議会に諮問し、答申を受ける。 実行計画案について、パブリックコメントを実施。
策定の際に苦労した点	実施計画のため、住民に分かりやすく成果のでる計画の策定が難しかった。

内容と推進体制	
特徴	クリーンめむろ環境基本条例の基本理念「恵まれた自然との共生」を根本に策定し、町・事業者・町民それぞれが「環境を守り育てていくこと」の基本的な考え方を目指すために取り組むべき目標（施策）を明記。
成果	計画施行3年目で、住民や事業者に対する啓蒙普及活動は進んでいるが、特に目立った成果は見受けられていない。
課題	実行計画に対する成果がどこまで図られるか。 環境保全と経済活動がどこまで融合されていくか。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	芽室町環境審議会において、施策目標の達成状況を把握するとともに、町の具体的な施策の実施状況の点検と評価を行い、計画の進行状況を管理する。 また、施策目標の達成状況や町の具体的な施策の進捗状況については、毎年度、広報誌やホームページ等を通じて公表する。
取材先（ご担当）	芽室町 住民福祉部住民生活課 矢後氏
取材日時	メール・電話にて対応

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	蘭越町
市町村の位置	 後志支庁管内の南西部に位置し、周囲をニセコ連峰等の山岳に囲まれた盆地を形成している。 町の中央を道南最大の河川「尻別川」が東西約 30kmにわたり貫流し、日本海に注いでいる。
市町村の人口	5,822 人（平成 18 年 9 月末時点）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	蘭越町環境基本計画
策定年月日	平成 12 年 3 月 （策定期間：平成 9 年度～）
対象期間	平成 13 年度から平成 22 年度
次回改定予定	具体的には予定されていない
策定に要した経費	総額 ：平成9年度：－ 平成 10 年度：－ 平成 11 年度：270 万 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ： 環境基本計画推進事業費補助金（環境省） 環境基本計画推進事業費補助金（環境省）
策定の主要な動機	蘭越町の優れた自然、景観環境を維持し、後世にまで引き継いでいくため、地域ぐるみで環境への配慮を行うことによって、蘭越町の環境管理を推進していくために策定された。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 蘭越町環境基本条例 制定時期 ： 平成 14 年 3 月
策定の庁内体制	庁舎内において各部署の代表からなる横断的な調整機関を設置し、必要に応じた各分野の個別計画の策定や関係条例、規則の整備が検討された。
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ： 計画全体の構成、文章作成、データ整備など
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） ＊在庫無し 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： なし
策定への住民参加の仕組み	住民参加のワークショップを行い、各審議会において承認されたものとしてまとめられた計画には、策定段階から住民の意向を取り入れることが記載されてあるが、当時はまだパブリックコメントや、協働、などの言葉が流行り出すちょっと前であり、意識されていた一方、あまり参加の仕組みはなかったのかもしれない。
策定の際に苦労した点	策定途中に担当が一年ずつ交代してしまったこともあり、構想から素案へ、そして計画へと移行していく過程での引き継ぎが困難だった。

内容と推進体制	
特徴	平成 9 年度の「環境基本構想」、平成 10 年度の「環境基本計画素案」をもとに、まちの環境を管理、監査しながら、環境が継続的に改善されるようなシステムづくりを進めるために「環境基本計画」が策定された。町の長期的な環境保全と、景観に関する内容がメインとなっている。また、同時期に策定された「第 4 次蘭越町総合計画」の環境部門には計画の内容が反映され、互いの整合性が取られている。
成果	蘭越町には「環境基本計画」と「環境基本条例」があり、現在「景観基本条例」の制定に向けた動きがある。その策定・制定に関わった人々たちが宣伝マンとなり、蘭越町の環境のことを考えるきっかけが作られている。
課題	「環境基本計画」が「環境基本条例」の前に策定されたためか、計画の目的に基づいた具体的な実行に結びつくガイドラインがない。進行管理をするための枠組みや仕組みが無いために、進捗状況を評価することが出来ない。また、計画の実施状況を公開するような媒体も確立されていない。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	環境を保全・利用しながら、地域の環境、景観を向上させていくために住民、事業者、行政を構成員とする「環境基本計画推進会議」、「景観づくり審議会」などを設置。この推進会議が中心となり、平成 14 年に、計画を基盤とした「蘭越町環境基本条例」が制定された。その後、推進会議は「環境審議会」となり、現在は「景観基本条例」の制定に向けた動きがある。 進行管理をするための枠組みや仕組みが無いために進捗状況を評価することが出来ず、また、計画の実施状況を公開するような媒体も今のところ確立されていないことが課題となっている。
取材先（ご担当）	蘭越町役場　総務課まちづくり推進係　係長　小林　勝司氏
取材日時	平成 19 年 2 月 22 日（木） 15:00～

＜環境基本計画策定状況のヒアリング調査＞

市町村概要	
市町村名	留萌市
市町村の位置	 留萌市は、北海道西北部における留萌支庁管内の中心都市。東西に走る留萌川を中心に両翼には平原、丘陵が続き、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なる。西には日本海が広がり、暑寒別山系をはじめ夢の浮島といわれる天売・焼尻が望むこともできる。
市町村の人口	26,767 人（平成 19 年 2 月 28 日現在）
特記事項（合併状況等）	

策定プロセス	
タイトル	留萌市環境基本計画
策定年月日	平成 18 年 3 月策定
対象期間	平成 18 年度～平成 27 年度
次回改定予定	平成 28 年度（但し必要に応じて見直し）
策定（改定）に要した経費	総額 ： 印刷費程度 他の機関からの資金的支援の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 資金的支援の名称 ：
策定（改定）の主要な動機	平成 15 年に制定した「留萌市境基本条例」に基づいて策定した。
根拠条例について	条例の有無 ：（ 有 ・ 無 ・ 策定途中 ） 名称： 留萌市環境基本条例 制定時期 ： 平成 15 年 3 月
策定の庁内体制	留萌市生活福祉部生活環境課環境保全係の 4 名が中心
策定に関わる外部委託について	外部委託の有無 ：（ 有 ・ 無 ） 内容 ：
公表形態	計画全体の印刷物の有無 ： （ 有 ・ 無 ） 概要版の有無 ： （ 有 ・ 無 ） その他印刷物 ： なし 配布の有無 ： （ 有 ・ 無 ） Web 公開の有無 ： （ 有 ・ 無 ） URL ： http://www.e-rumoi.jp/rumoi-hp/03gyousei/0301/seikatukankyou/kankyou/kihonkeikaku.htm 広報や民間団体を通して配布。
策定への住民参加の仕組み	既存組織である、留萌市環境衛生推進協議会（北海道衛生団体連合会より委嘱されている公衆衛生推進委員で組織）を、市民会議として位置づけた。 市民団体等へのヒアリング 小中学校へのアンケート調査
策定の際に苦労した点	文書作成（外部委託を行っていないため）

内容と推進体制	
特徴	地球レベルのことは記載しているが、できるだけ、市民に身近なことテーマを重点的に記載している。例えば、水産業が盛んな地域であり、水産資源の保護等といった観点から、海洋汚染の防止、海と山のつながりを考えての植林や、地引き網体験等、豊かな自然を活かした環境教育・学習の推進等が挙げられている。
成果	環境に関する課題等の整理につながった。 具体的な成果はこれから。
課題	庁内体制の一本化や市民と連携する仕組みづくり等、推進体制の確立。事業の優先順位の設定。市民事業者への周知。
計画の推進体制 （進行管理及び評価・改善の仕組み）	平成 19 年度に、体制整備予定。ISO など環境マネジメントシステムは使わずに、進行管理を行っていく予定。ゴミなどのリサイクル量に関しては、リサイクル施設である「美サイクル館」で計測し、評価していく。
取材先（ご担当）	留萌市　市民生活部　生活環境課　環境保全係　本山　彰氏
取材日時	平成 18 年 9 月 21 日　13:00～

平成19年5月

環境省北海道環境パートナーシップオフィス

〒060-0807 札幌市北区北7条西5丁目5番 札幌千代田ビル3階
TEL：011-707-7060 FAX：011-707-7061
URL：http://www.epohok.jp